

# 漁港における放置船対策に関する実態調査

## 結果報告書

令和3年3月

総務省沖縄行政評価事務所

## 目 次

第 1	実態調査の目的等	1
第 2	実態調査の結果	3
1	沖縄県内の漁港における放置船の実態	3
(1)	放置船対策の業務実施体制等	5
ア	県における放置船対策の業務実施体制	5
イ	市町村漁港管理者における放置船対策の業務実施体制	5
ウ	放置船対策に関する漁港管理者の意識	6
(2)	放置船の発生原因及び放置船がもたらす支障	6
ア	放置船の発生原因	6
イ	放置船がもたらす支障	8
(3)	各漁港における放置船の把握状況	11
ア	放置船の定義、把握方法等	11
イ	放置船数等の経年推移	14
(ア)	県管理 27 漁港における放置船数等の経年推移	14
(イ)	市町村管理 59 漁港における放置船数等の経年推移	15
ウ	地域別の放置船数、放置船の所有者の確知状況及び原材料別の放置船数	16
(ア)	県内 86 漁港における地域別の放置船数	16
(イ)	県内 86 漁港における放置船の所有者の確知状況（令和 2 年度）	17
(ウ)	県内 86 漁港における原材料別の放置船数	18
(4)	まとめ	18
2	漁港管理者における放置船処理に向けた対応状況	20
(1)	放置船処理に係る計画の策定状況等	20
ア	県における放置船処理に係る計画の策定状況等	20
イ	市町村漁港管理者における放置船処理に係る計画の策定状況等	21
(2)	放置等禁止区域の指定状況等	21
ア	放置等禁止区域の指定	21
イ	漁港管理者における放置等禁止区域の指定状況	23
(ア)	県における放置等禁止区域の指定状況	23
(イ)	市町村漁港管理者における放置等禁止区域の指定状況	25
(ウ)	放置等禁止区域を指定したことによる効果等	26
(3)	所有者による自主撤去に向けた漁港管理者の行政指導等の状況	27
ア	放置船の所有者の探索	27

(7)	漁船登録番号による照会	27
(イ)	船舶番号又は船体識別番号による照会	27
イ	漁港管理者における行政指導等	29
(7)	県における放置船の所有者等に対する行政指導等の実施状況	29
(イ)	市町村漁港管理者における放置船の所有者に対する行政指導等の実施状況	34
(4)	漁港管理者による放置船処理の状況	42
ア	漁港管理者が行う処分方法の種類	46
(7)	FRP 船リサイクルシステムを活用した処分	46
(イ)	廃棄物としての埋立処分	48
イ	漁港管理者における放置船処理の実施状況等	48
(7)	県における放置船処理の実施状況等	48
(イ)	市町村漁港管理者における放置船処理の実施状況等	54
(5)	放置船対策を進める上でのあい路及び意見・要望	60
ア	放置船対策を進める上でのあい路及び課題	60
(7)	放置船対策を進める上でのあい路	60
(イ)	離島における放置船処理の課題	60
イ	放置船対策に係る意見・要望	62
(6)	まとめ	63
3	放置船の未然防止に係る取組状況等	65
(1)	漁港管理者における放置船の未然防止に係る取組状況及び有効と考えられる対策	65
ア	放置船の未然防止に係る取組状況	65
イ	有効と考えられる放置船の未然防止対策等	68
ウ	放置等禁止区域の指定の検討状況及び効果	68
(2)	漁港管理者間における情報共有及び関係機関との連携状況	69
ア	漁港管理者間における情報共有状況	69
イ	関係機関との連携状況	70
(3)	まとめ	70

## 図 表 目 次

1	沖縄県内の漁港における放置船の実態	
図表 1-1	漁港漁場整備法の関連条文等（抜粋）	3
図表 1-2	県管理漁港一覧（22 市町村に所在する県が管理する 27 漁港）	4
図表 1-3	市町村管理漁港一覧（25 市町村が管理する 60 漁港）	4
図表 1-4	25 漁港管理者が考える放置船の発生原因（最大 3 つまで回答）	6
図表 1-5	県内における年齢階層別漁業就業者数の推移	7
図表 1-6	25 漁港管理者が考える放置船がもたらす支障（最大 2 つまで回答）	8
図表 1-7	放置船による支障事例等	8
図表 1-8	放置船の定義等を規定した通知等（抜粋）	11
図表 1-9	市町村漁港管理者における放置船か否かの判断基準	12
図表 1-10	県管理 27 漁港における放置船数等の推移	14
図表 1-11	市町村管理 59 漁港における放置船数等の推移	15
図表 1-12	県内 86 漁港における地域別の放置船数（令和 2 年度）	16
図表 1-13	県内 86 漁港における放置船の所有者の確知状況（令和 2 年度）	17
図表 1-14	県内 86 漁港における放置船に占める FRP 船の割合及びその船種別の割合（令和 2 年度）	18
2	漁港管理者における放置船処理に向けた対応状況	
図表 2-1	放置船処理の概略図	20
図表 2-2	漁港漁場整備法の関連条文等（抜粋）	22
図表 2-3	農林事務所等における放置等禁止区域の指定手続の例	23
図表 2-4	沖縄県漁港管理条例の関連条文（抜粋）	24
図表 2-5	24 市町村漁港管理者における放置等禁止区域を指定していない理由（複数回答）	26
図表 2-6	4 農林事務所等における放置等禁止区域指定の効果（複数回答）	26
図表 2-7	漁船法等の関連条文（抜粋）	27
図表 2-8	漁港漁場整備法の関連条文（抜粋）	29
図表 2-9	放置船の処理手順（勧告書及び警告書の貼付）の例	30
図表 2-10	年度業務計画書を策定している例	33
図表 2-11	24 市町村漁港管理者における行政指導等の実施状況（複数回答）	34
図表 2-12	放置船の処理手順（所有者に対する行政指導及び放置船の処分）の例	34
図表 2-13	お願い文を貼付している例	37
図表 2-14	24 市町村漁港管理者における行政指導の実施状況と直近の自主撤去の割合	39
図表 2-15	県及び 24 市町村漁港管理者における放置船の所有者の確知状況（令和 2 年度）	40

図表 2-16	県及び 24 市町村漁港管理者における放置船の船種別の確知状況（令和 2 年度）	41
図表 2-17	漁港漁場整備法の関連条文（抜粋）	42
図表 2-18	廃棄物と判断する場合の考え方（水産庁マニュアル抜粋）	43
図表 2-19	放置船の処理手順	44
図表 2-20	行政代執行の手続フロー	45
図表 2-21	簡易代執行の手続フロー	45
図表 2-22	漁船のリサイクル料金と運搬料金参考例	47
図表 2-23	県内 86 漁港における放置船の船舶全長ごとの割合（令和 2 年度）	47
図表 2-24	放置艇等除却処理要領の運用についての関連規定（抜粋）	48
図表 2-25	県計画期間における放置船の処分数の推移	51
図表 2-26	放置艇等調査票を活用している例	52
図表 2-27	4 市町村漁港管理者における放置船の処分数の推移	54
図表 2-28	24 市町村漁港管理者における放置船数の推移（放置船の処分実績の有無別）	55
図表 2-29	市町村漁港管理者による放置船処分の例	55
図表 2-30	放置艇等処理方針協議会を設置した例	57
図表 2-31	処分実績がある市町村漁港管理者における新規船数の推移	59
図表 2-32	25 漁港管理者における放置船対策を進める上でのあい路（最大 6 つまで回答）	60
図表 2-33	FRP 船リサイクルシステムを活用したリサイクル処分費の比較	61
図表 2-34	宮古・八重山地域における埋立処分の費用	62
図表 2-35	放置船対策に係る意見・要望	63

### 3 放置船の未然防止に係る取組状況等

図表 3-1	25 漁港管理者における放置船の未然防止に係る取組状況（複数回答）	65
図表 3-2	放置船の未然防止に係る取組の例（監視カメラ設置）	66
図表 3-3	放置船の未然防止に係る取組の例（意識啓発①）	66
図表 3-4	放置船の未然防止に係る取組の例（意識啓発②）	67
図表 3-5	25 漁港管理者における放置船の未然防止対策等として有効と考えられる策（最大 3 つまで回答）	68
図表 3-6	25 漁港管理者における放置船の未然防止対策等に係る 他の漁港管理者との情報共有状況（複数回答）	69
図表 3-7	関係機関との連携	70

# 第1 実態調査の目的等

## 1 目的

漁港は、我が国の水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図る上で、漁獲物の陸揚げや漁船の安全な停係泊及び水産物の流通加工拠点としての漁業活動における重要な機能を担っている。また、漁港には、水産物の直売所や飲食店等が併設されるなど、観光資源としての役割も備わるようになっており、観光立県を掲げる沖縄県(以下「県」という。)においては、漁港の景観形成が、観光振興を図る上で重要な要素になっている。

一方で、漁港には、長期間使用されず破損した状態の船舶、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶<sup>(注)1</sup>など(以下「放置船」という。また、水産庁等が施策の中で放置艇<sup>(注)2</sup>としているものについても、本実態調査では、便宜上「放置船」とする。)が多数放置されている。これにより、漁業活動や景観形成への支障が顕在化しているほか、県内の漁港では、陸揚げされた放置船が全焼する被害や台風時に飛ばされて他の船舶に衝突する被害も発生している。

こうした中、平成25年度に国土交通省及び水産庁において、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」が策定され、22年度に実施したプレジャーボート全国実態調査(4年おきに実施。以下「PB調査」という。)で把握した放置船<sup>(注)3</sup>を10年間でゼロ隻とするとともに、新たな放置船の未然防止を図ることを目標に掲げているところ、PB調査をみると、30年度の放置船数は26年度に比べ全国では約20%減少(87,536隻から70,191隻)しているのに対し、県内では約1.5%増加(1,038隻から1,054隻)している。

漁港管理者は、許可等の手続を経ずに係留等する船舶の所有者に対する行政指導のほか、放置等禁止区域<sup>(注)4</sup>を指定するなど対策を講じているが、放置船の処理は進んでおらず、漁業協同組合や漁業者等の漁港関係者からは、放置船の処理を加速させるとともに新たな放置船を出さない仕組み作りの必要性が指摘されている。

本実態調査は、県内36市町村に所在する86漁港における放置船対策について、漁港管理者の自主的な取組を後押しする観点から、放置船の実態、様々な状況に応じた漁港管理者の放置船処理や放置船未然防止の取組事例等を明らかにすることにより、関係行政における放置船対策の一層の改善に資するため実施したものである。

(注)1 正当な権原に基づかずに係留等されている船舶とは、法律、条例等に基づき漁港管理者が指定した係留(保管)指定施設以外の場所に係留等されている船舶、又は漁港管理者の指定した施設等に係留等されているが、使用許可等の手続を経ずに不正に係留等している船舶のことをいう。

2 後述の第2.1(3)ア.図表1-8参照。

3 PB調査で把握した放置船は、プレジャーボートのみであり、漁船は含まれていない。また、調査区域は、港湾区域、河川区域、漁港区域及び当該水域近傍の水域と陸域である。

4 後述の第2.2(2)ア参照。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

沖縄総合事務局

### (2) 関連調査等対象機関

県、市町村 (24) (注)、関連事業者等

(注) 管理漁港を有する市町村は県内に 25 市町村 (60 漁港) あるものの、このうち那覇市が管理する壺川漁港は、現在、埋立てにより存在しないため、同市を除いた 24 市町村 (59 漁港) を対象に調査を実施した。

## 3 担当部局

沖縄行政評価事務所

## 4 実施時期

令和 2 年 9 月～3 年 3 月

## 第2 実態調査の結果

### 1 沖縄県内の漁港における放置船の実態

漁港は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第2条において、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体とされ、漁港を利用する船舶として主に想定されるのは漁船であり、漁港の利用者として主に想定されるのは漁業者である。

また、漁港はその利用範囲により第1種漁港から第4種漁港に分類されており、第1種漁港のうち、所在地が一の市町村に限られるものについては、当該漁港の所在地の市町村、第1種漁港以外の漁港であって所在地が一の都道府県に限られるものについては、当該漁港の所在地の都道府県が漁港管理者とされている。（図表1-1参照）

図表1-1 漁港漁場整備法の関連条文等（抜粋）

<p><b>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）</b> （漁港の意義） 第2条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、第6条第1項から第4項までの規定により指定されたものをいう。 （漁港の種類） 第5条 漁港の種類は、次のとおりとする。 第1種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの 第2種漁港 その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの 第3種漁港 その利用範囲が全国的なもの 第4種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの （漁港管理者の決定） 第25条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。 一 第1種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるもの 当該漁港の所在地の市町村 二 第1種漁港以外の漁港であつてその所在地が一の都道府県に限られるもの 当該漁港の所在地の都道府県 三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体</p>
--

沖縄県内37市町村に所在する87漁港のうち、図表1-2、1-3のとおり、22市町村に所在する27漁港を沖縄県（以下「県」という。）が管理し、残りの60漁港を25市町村が管理している（注）。

（注）管理漁港を有する市町村は県内に25市町村（60漁港）あるものの、このうち那覇市が管理する壺川漁港は、現在、埋立てにより存在しないため、同市を除いた24市町村（59漁港）を対象に本実態調査を実施した。



図表 1-2 県管理漁港一覧（22 市町村に所在する県が管理する 27 漁港）

管理主体	管理漁港数	管理漁港名（漁港は省略）
北部農林水産振興センター	4 漁港	名護、 <sup>へんとな</sup> 辺土名、 <sup>ぎなま</sup> 宜名真、 <sup>あだ</sup> 安田
中部農林土木事務所	5 漁港	<sup>へしきや</sup> 平敷屋、 <sup>あわせとや</sup> 泡瀬、都屋、 <sup>とや</sup> 宜野湾、 <sup>とや</sup> 嘉手納
南部農林土木事務所	10 漁港	<sup>とまり</sup> 糸満、 <sup>とうぞえ</sup> 泊、 <sup>うみの</sup> 当添、 <sup>うみの</sup> 海野、 <sup>あか</sup> 港川、 <sup>あか</sup> 阿嘉、 <sup>あぐに</sup> 粟国、 <sup>となき</sup> 渡名喜、 <sup>となき</sup> 仲里、 <sup>となき</sup> 南大東（注）2
宮古農林水産振興センター	5 漁港	<sup>にかどり</sup> 荷川取、 <sup>にかどり</sup> 博愛、 <sup>にかどり</sup> 池間、 <sup>にかどり</sup> 佐良浜、 <sup>にかどり</sup> 佐和田
八重山農林水産振興センター	3 漁港	<sup>はてるま</sup> 波照間、 <sup>くぶら</sup> 久部良、 <sup>くぶら</sup> 石垣

（注）1 県提供資料に基づき、当事務所が作成した。

2 南大東地区（南大東村）と北大東地区（北大東村）の漁港を合わせて南大東漁港という。

図表 1-3 市町村管理漁港一覧（25 市町村が管理する 60 漁港）

管理主体	管理漁港数	管理漁港名（漁港は省略）
那覇市	1 漁港	壺川（注）2
石垣市	3 漁港	<sup>とのしる</sup> 登野城、 <sup>とのしる</sup> 船越、 <sup>とのしる</sup> 伊野田
<sup>うらそえし</sup> 浦添市	1 漁港	<sup>うらそえし</sup> 牧港
名護市	5 漁港	<sup>ていま</sup> 汀間、 <sup>へのこ</sup> 辺野古、 <sup>やがじ</sup> 許田、 <sup>なかおじ</sup> 屋我地、 <sup>なかおじ</sup> 仲尾次
糸満市	1 漁港	<sup>きやん</sup> 喜屋武
<sup>とみぐすくし</sup> 豊見城市	1 漁港	<sup>とみぐすくし</sup> 与根
うるま市	7 漁港	<sup>とうぼる</sup> 照間、 <sup>とうぼる</sup> 池味、 <sup>とうぼる</sup> 桃原、 <sup>とうぼる</sup> 浜、 <sup>みなみはら</sup> 比嘉、 <sup>みなみはら</sup> 津堅、 <sup>みなみはら</sup> 南原
宮古島市	9 漁港	<sup>まじや</sup> 狩俣、 <sup>まじや</sup> 島尻、 <sup>まじや</sup> 真謝、 <sup>まじや</sup> 高野、 <sup>まじや</sup> 浦底、 <sup>まじや</sup> 保良、 <sup>まじや</sup> 棚根、 <sup>まじや</sup> 川満、 <sup>まじや</sup> 久松
南城市	3 漁港	<sup>しきや</sup> 志喜屋、 <sup>おくとけ</sup> 久高、 <sup>おくとけ</sup> 奥武
<sup>くにがみそん</sup> 国頭村	1 漁港	<sup>くにがみそん</sup> 国頭浜
<sup>おおぎみそん</sup> 大宜味村	1 漁港	<sup>おおぎみそん</sup> 塩屋
東村	2 漁港	<sup>げさし</sup> 東、 <sup>げさし</sup> 慶佐次
<sup>なまじんそん</sup> 今帰仁村	2 漁港	<sup>なまじんそん</sup> 運天、 <sup>こうり</sup> 古宇利
<sup>もとぶちよう</sup> 本部町	2 漁港	<sup>もとぶちよう</sup> 浜崎、 <sup>もとぶちよう</sup> 新里
<sup>おんなそん</sup> 恩納村	4 漁港	<sup>まえだ</sup> 真栄田、 <sup>まえがねく</sup> 前兼久、 <sup>まえがねく</sup> 恩納、 <sup>まえがねく</sup> 瀬良垣
宜野座村	2 漁港	<sup>いよざ</sup> 宜野座、 <sup>いよざ</sup> 漢那
伊江村	2 漁港	<sup>いゑ</sup> 具志、 <sup>いゑ</sup> 西崎
<sup>ちやたんちよう</sup> 北谷町	1 漁港	<sup>ちやたんちよう</sup> 浜川
<sup>なかぐすくそん</sup> 中城村	1 漁港	<sup>なかぐすくそん</sup> 中城浜
<sup>とかしきそん</sup> 渡嘉敷村	1 漁港	<sup>あはれん</sup> 阿波連
<sup>いへやそん</sup> 伊平屋村	2 漁港	<sup>いへやそん</sup> 伊平屋、 <sup>だな</sup> 田名
<sup>いぜなそん</sup> 伊是名村	1 漁港	<sup>いぜなそん</sup> 伊是名
久米島町	3 漁港	<sup>くみじま</sup> 儀間、 <sup>くみじま</sup> 鳥島、 <sup>くみじま</sup> 具志川

た ら ま そ ん 多良間村	2 漁港	ま え ど ま り 前泊、多良間
竹富町	2 漁港	ほ そ ざ き 細崎、西表

(注) 1 県提供資料に基づき、当事務所が作成した。

2 壺川漁港は、埋立てにより漁港が存在しないため、本調査の対象から除外した。

## (1) 放置船対策の業務実施体制等

### ア 県における放置船対策の業務実施体制

放置船対策に係る業務について、県農林水産部漁港漁場課では、平成 27 年度から例年 5 月頃に実施している長期放置船調査（平成 28 年度から市町村漁港管理者を対象に含める形で実施。以下「県放置船調査」という。）の県内全域の取りまとめ等を行っている。県の出先機関である北部農林水産振興センター、中部農林土木事務所、南部農林土木事務所、宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センター（以下「農林事務所等」という。）では、管内の漁港の管理及び同漁港内の放置船対策（県放置船調査における放置船の把握、放置船の所有者（放置船の権原を有する者を含む。以下同じ。）の探索、所有者への指導、放置船の処分等）を行っている。

農林事務所等において、放置船対策に従事している職員数は 1 人から 5 人であり、県が「沖縄県管理漁港放置艇 5 ヶ年計画」（以下「県計画」という。）を策定した平成 27 年度以降、従事する職員数は同程度で推移している。また、放置船対策に係る予算について、県では所有者が不明又は所有者が死亡しており相続人が不明（以下「所有者不明等」という。）の放置船は県で処分せざるを得ないと考え、平成 27 年度時点で把握している放置船のうち、所有者不明等の放置船全てを処分した場合の合計金額を試算し、28 年度以降の予算要求の基礎としている。平成 28 年度以降の 4 年間で合計約 8,000 万円を放置船対策の予算として計上し、放置船の処分、泊地からの陸揚げ、台風対策、放置等禁止区域の看板設置等に係る費用として執行している。

### イ 市町村漁港管理者における放置船対策の業務実施体制

今回調査した管理漁港を有する 24 市町村漁港管理者において、放置船対策に従事している職員数は 1 人から 6 人であるものの、大半の市町村で従事する職員数は 1 人となっており、市町村漁港管理者に対する県放置船調査が開始された平成 28 年度以降、従事する職員数は同程度で推移している。また、24 市町村漁港管理者のうち、平成 28 年度以降で放置船対策に係る予算を計上しているのは、4 市町村漁港管理者のみ（最も多く計上しているところで年間約 100 万円（単年度））となっており、当該予算は、放置船の処分、監視カメラの設置等に係る費用として執行されている。

## ウ 放置船対策に関する漁港管理者の意識

放置船対策に対する考え方（従事する職員数、予算等）について、今回調査した 25 漁港管理者（県及び 24 市町村漁港管理者）のうち、19 漁港管理者（約 8 割）が何らかの放置船への対策が必要であると考えており、このうち 11 漁港管理者では放置船対策を喫緊の課題と捉えている。また、放置船対策に従事する職員数について、7 漁港管理者（約 3 割）が現状の人員で放置船対策を実施することは難しいと考えており、一部の漁港管理者からは、放置船の所有者の探索、所有者が死亡している場合の相続人の探索、所有者への個別指導に労力を要するとの意見が聴かれた。さらに、放置船対策に係る予算について、12 漁港管理者（約 5 割）では処理計画等がないため予算の計上ができておらず、処理計画等を策定する必要性を感じるとしており、一部の漁港管理者からは、計画があれば予算要求しやすい、一定数ある放置船を処理していくには放置船の所有者の探索、所有者への指導、漁港管理者による処分を段階的に行わなければならない、そのためにも計画の策定が必要との意見が聴かれた。

## (2) 放置船の発生原因及び放置船がもたらす支障

### ア 放置船の発生原因

25 漁港管理者に対して、放置船の発生原因を調査したところ、図表 1-4 のとおり、「船舶の所有者のモラル欠如」を挙げたところが 17 漁港管理者（約 7 割）と最も多く、続いて「高齢等により漁業の継続が困難となったが、船を引き継ぐ者がいない」が 16 漁港管理者、「FRP 船<sup>(注)1</sup>のリサイクル料金が高額」が 15 漁港管理者、「FRP 船の指定引取場所（沖縄本島内 1 か所）までの航送費<sup>(注)2</sup>が高額」が 11 漁港管理者であった。

(注) 1 小型船舶の原材料として主流となっている軽量、高強度で耐食性に優れた FRP（ガラス繊維強化プラスチック）を原材料とする船舶のことである。

2 平成 17 年 11 月から FRP 船のリサイクルシステムが運用開始されており、リサイクル処分を行うためには指定引取場所に廃 FRP 船を運び込む必要がある。（後述 2(4)ア(7)）

図表 1-4 25 漁港管理者が考える放置船の発生原因（最大 3 つまで回答）

（単位：漁港管理者）

区分	漁港管理者数
船舶の所有者のモラル欠如	17
高齢等により漁業の継続が困難となったが、船を引き継ぐ者がいない	16
FRP 船のリサイクル料金が高額	15
FRP 船の指定引取場所（沖縄本島内 1 か所）までの航送費が高額	11
抑止力となる監視カメラの設置やパトロール等が人的、経済的な理由により十分に実施できない	4

放置等禁止区域を指定していない	2
漁港におけるプレジャーボート等の係留（保管）可能施設が少ない	0
その他	3

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 本表の区分は、実際の調査表に記載されたものを簡略化して記載している。

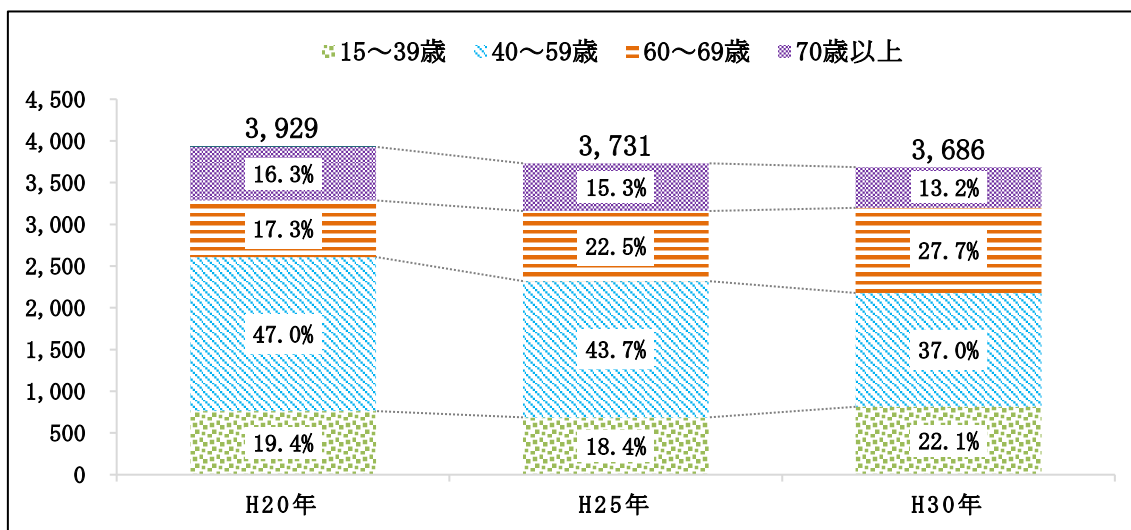
「高齢等により漁業の継続が困難となったが、船を引き継ぐ者がいない」に関連して、県内における年齢階層別漁業就業者数をみると、図表 1-5 のとおり、県内の全漁業就業者に占める 60 歳以上の割合は、平成 20 年において 33.6%であったものが、30 年では 40.9%と 2 割以上増加している。

また、離島漁港を管理している 12 漁港管理者のうち、8 漁港管理者（約 7 割）が「FRP 船の指定引取場所（沖縄本島内 1 か所）までの航送費が高額」を挙げており、一部の漁港管理者からは、放置船の処分費に加えて離島から放置船をフェリー等で運ぶための航送費等を合わせると 50 万円以上の費用を要するとの意見も聴かれた。

このほか、中古船舶の資産価値が低いことや現行法令に基づく罰則等では抑止効果が不十分といった意見も聴かれた。

図表 1-5 県内における年齢階層別漁業就業者数の推移

(単位：人、%)



(注) 1 平成 20 年、25 年及び 30 年漁業センサス（農林水産省）に基づき、当事務所が作成した。

2 図表中の割合は、少数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

## イ 放置船がもたらす支障

25 漁港管理者に対して、放置船がもたらす支障を調査したところ、図表 1-6 のとおり、「災害時の二次被害（台風時の他の船舶や近隣住宅への被害等）」を挙げたところが 15 漁港管理者（6 割）と最も多く、続いて「漁業への支障」、「火災、不法投棄の誘発等周辺環境への悪影響」及び「景観の悪化」がいずれも 11 漁港管理者であった。具体的な支障事例等については、図表 1-7 のとおりである。


図表 1-6 25 漁港管理者が考える放置船がもたらす支障（最大 2 つまで回答）


（単位：漁港管理者）

区分	漁港管理者数
災害時の二次被害（台風時の他の船舶や近隣住宅への被害等）	15
漁業への支障	11
火災、不法投棄の誘発等周辺環境への悪影響	11
景観の悪化	11
犯罪に利用されるおそれ	1

（注）当事務所の調査結果による。

図表 1-7 放置船による支障事例等

区分	支障事例
災害時の二次被害	<p>○ 放置船が置かれている場所と民家が隣り合わせとなっており、台風時に民家に被害が出るおそれがある。（写真にある船舶の大半は放置船である。）</p> <p>★事例写真★</p> 

	<p>○ 台風等で放置船が倒壊して漁港施設等に被害が出るおそれがある。</p> <p>★事例写真★</p> 
<p>漁業への支障</p>	<p>○ 船揚げ場に放置船があるために漁船等の揚げ降ろしに支障を来している。</p> <p>○ 台風時に漁船を退避させようとした際、退避場所に放置船があり、邪魔になっている。</p>
<p>火災、不法投棄の誘発等周辺環境への悪影響</p>	<p>○ 平成 25 年度に放置船の火災が発生しており、火災が発生した場所の近くには民家や小学校がある。</p> <p>○ 平成 27 年度に放置船の火災が発生しており、火災が発生した場所の近くには漁船燃料用の重油タンクがある。</p>



○ 放置船の船体の内部やその周辺にゴミが不法投棄されている。

★事例写真★



○ 公園や広場のすぐ近くに放置船があるため、児童が放置船に近寄ったり、中に入って遊んだりなどして怪我をするおそれがある。

★事例写真★



(注) 当事務所の調査結果による。

なお、事例写真は当事務所が撮影したもの。

### (3) 各漁港における放置船の把握状況

#### ア 放置船の定義、把握方法等

平成 25 年度に国土交通省及び水産庁において、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（以下「PB 対策推進計画」という。）が策定され、同計画の中で放置船を定義しているものの（図表 1-8 参照）、法令で放置船の定義を明文化したものはない。

県では、上記 PB 対策推進計画で定めた定義とは別に、「放置艇等除却処理要領」（平成 27 年 5 月 25 日農港第 386 号沖縄県農林水産部長通知、改正：平成 31 年 3 月 28 日。以下「県処理要領」という。）において放置船を定義しており（図表 1-8 参照）、定義に基づき農林事務所等が管轄する漁港に係留等されている船舶を対象に漁港施設使用届（以下「使用届」という。）等の提出状況を確認し、使用届等が提出されていないものについて、漁業協同組合（以下「漁協」という。）に船舶の利用実態を確認するなどして、1 か月以上移動していない船舶を放置船と判断している。また、これらの放置船及び放置が疑われる船舶については、「放置艇等除却処理要領の運用について」（平成 27 年 5 月 25 日農港第 387 号沖縄県農林水産部漁港漁場課長通知、改正：平成 31 年 3 月 28 日。以下「県処理要領の運用」という。）に基づき、農林事務所等では「放置艇状況記録簿」にその実態を記録するとともに、写真を撮影し、放置船等の位置図を作成している（図表 1-8 参照）。

一方、24 市町村漁港管理者において、放置船の定義を明文化しているところはなく、図表 1-9 のとおり、市町村漁港管理者ごとに放置船か否かを判断する基準が区々となっている状況がみられた。また、24 市町村漁港管理者では、県放置船調査において、放置船と判断した船舶の隻数、船舶の状態等を報告しており、同調査における報告以外で放置船の状態等を文書等に記録・整理しているところが 3 市町村漁港管理者みられた。

図表 1-8 放置船の定義等を規定した通知等（抜粋）

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画  
（平成 25 年 5 月国土交通省、水産庁）1 ページ注書き

港湾・河川・漁港の公共用水域やその周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかずに係留等されている船舶のこと、または、水域管理者の認めた施設や区域に係留されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留している船舶のことをいう。

放置艇等除却処理要領（平成 27 年 5 月 25 日農港第 386 号沖縄県農林水産部長通知、改



正：平成 31 年 3 月 28 日農港第 1721 号)

(定義)

第 2 条 この要領で「放置艇等」とは、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条の規定によって指定する漁港区域において継続的に係留等されている船舶等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 法、沖縄県漁港管理条例（昭和 50 年条例第 33 号。以下「条例」という。）に基づく漁港管理者により認められた施設及び区域以外の場所に、正当な権原に基づかず係留等されているもの
- (2) 漁港管理者の認めた施設及び区域に係留等されているが、法、条例に基づく指定施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留等されているもの

放置艇等除却処理要領の運用について（平成 27 年 5 月 25 日農港第 387 号沖縄県農林水産部漁港漁場課長通知、改正：平成 31 年 3 月 28 日農港第 1721 号)

第 1 放置艇等除却処理の手続

1 放置艇等状況記録簿の作成

所長は、放置が疑われる場合、「放置艇（車両）状況記録簿（第 1 号、第 2 号様式）」にその実態を記録し、写真撮影するとともに、放置位置図を作成して監視を続けるものとする。

図表 1-9 市町村漁港管理者における放置船か否かの判断基準

- ・ 漁協等から放置船の疑いがあるとされた船舶を対象とした使用届の提出状況（4 市町村漁港管理者）
- ・ 船体の状態（破損や老朽化）及び利用実態の有無（使用届等は確認しない。）（4 市町村漁港管理者）
- ・ 漁協からの放置船についての報告（市町村漁港管理者で確認作業は行わない。）（3 市町村漁港管理者）
- ・ 漁協等から放置船の疑いがあるとされた船舶の状態、利用実態及び船舶所有者の有無（2 市町村漁港管理者）
- ・ 全船舶を対象とした使用届の提出状況（1 市町村漁港管理者）
- ・ 全船舶を対象とした使用届の提出状況及び利用実態の有無（1 市町村漁港管理者）
- ・ 船体が破損、老朽化しており、利用実態がないと考えられる船舶を対象とした使用届の提出状況（1 市町村漁港管理者）
- ・ 船体に貼付されている日本小型船舶検査機構が交付している「次回検査時期指定票」に記載された検査時期から 1 年以上経過しているか否か（1 市町村漁港管理者）
- ・ 船体の状態（破損や老朽化）及び漁協に確認した利用実態の有無（1 市町村漁港管理

者)

- 船体が破損、老朽化しており、長期間利用実態がないと考えられる船舶及び漁協から放置船の疑いがあるとされた船舶を対象とした使用届の提出状況（1 市町村漁港管理者）
- 漁協からの放置船についての報告及び漁港管理者が把握した放置船の疑いがある船舶について漁協に確認した利用実態の有無（1 市町村漁港管理者）

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 利用実態の有無の判断については、市町村漁港管理者によって、利用されていない期間が3か月から10年と幅がある。

3 24市町村漁港管理者のうち4市町村漁港管理者については、漁船とプレジャーボート等で放置船か否かを判断する方法が異なっており、本表には含めていない。

## イ 放置船数等の経年推移

### (7) 県管理 27 漁港における放置船数等の経年推移

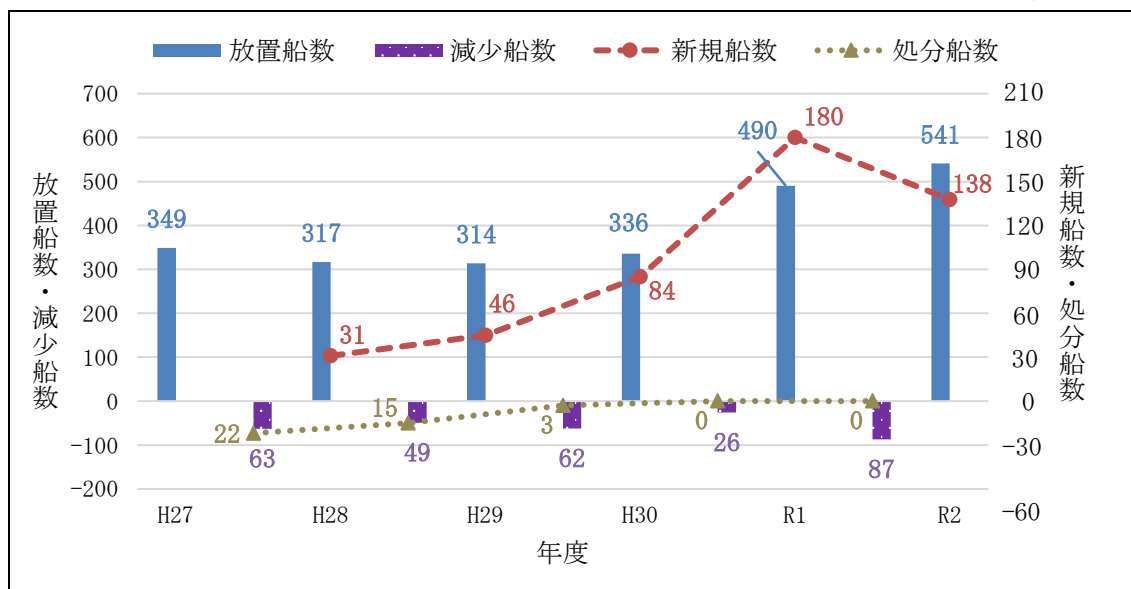
県管理 27 漁港における平成 27 年度以降の放置船数（例年 5 月頃に実施する県放置船調査で把握した隻数。以下同じ。）、新たに把握された放置船数（以下「新規船数」という。）、県が処分を行った放置船数（以下「処分船数」という。）及び所有者により自主撤去<sup>(注)</sup>された放置船数（処分船数と自主撤去された放置船数を合わせたものを以下「減少船数」という。）の推移は、図表 1-10 のとおりである。県において、県計画に基づいて所有者不明等の放置船を処分するなど措置を講じたことにより、放置船数は平成 27 年度から 29 年度にかけて減少傾向となっている。

また、県では令和元年度以降に放置船数が急増している理由について、これまでは漁港の機能を著しく妨げているものなどその支障の程度が著しいものを放置船と判断していたが、より客観的に判断できるよう平成 31 年 3 月の県処理要領の改正で放置船の定義を見直し、使用届の提出状況等を基に判断することとしたためとしている。このことにより、放置船数としては増加しているものの、早い段階から放置船として把握することで、著しい支障が生じる前に所有者に自主撤去を促していくことが可能となったとしている。

(注) 自主撤去には、放置船の所有者による処分や漁港からの移動のほか、使用届が未提出で、かつ利用実態がないとして放置船と判断されていたが利用を再開したもの等を含む。

図表 1-10 県管理 27 漁港における放置船数等の推移

(単位：隻)



(注) 1 県提供資料に基づき、当事務所が作成した。

2 新規船数は、前年度の調査日以降に新たに把握された放置船数である。

3 減少船数は、当該年度の調査日から翌年度の調査日まで、県による処分又は自主撤去により減少した放置船数である。

4 処分船数は、県が処分を行った放置船数である。

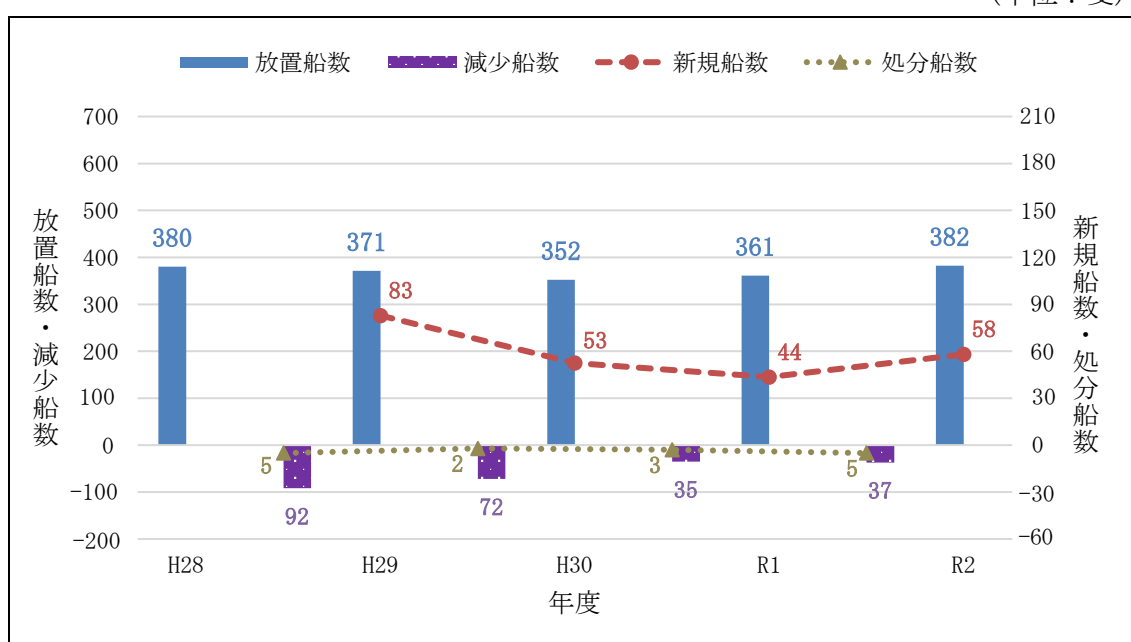
(イ) 市町村管理 59 漁港における放置船数等の経年推移

市町村管理 59 漁港における平成 28 年度以降の放置船数、新規船数、処分船数及び減少船数の推移は、図表 1-11 のとおりである。

平成 28 年度から 29 年度にかけての減少船数(92 隻)及び 29 年度から 30 年度にかけての減少船数(72 隻)が、直近の減少船数(37 隻)に比べてそれぞれ約 2.5 倍、約 2 倍と多くなっているものの、24 市町村漁港管理者において、このことに直結すると思料される放置船対策に係る取組を実施しているところはみられなかった。

図表 1-11 市町村管理 59 漁港における放置船数等の推移

(単位：隻)



(注) 1 市町村提供資料及び調査結果に基づき、当事務所が作成した。

なお、県が県放置船調査で集計している数値とは必ずしも一致しない。

2 新規船数は、前年度の調査日以降に新たに把握された放置船数である。

3 減少船数は、当該年度の調査日から翌年度の調査日まで、市町村による処分(市町村と漁協との取決めに基づく漁協による処分を含む。)又は自主撤去により減少した放置船数である。

4 処分船数は、市町村が処分を行った放置船数(市町村と漁協との取決めに基づき漁協が処分した放置船数を含む。)である。

## ウ 地域別の放置船数、放置船の所有者の確知状況及び原材料別の放置船数

### (7) 県内 86 漁港における地域別の放置船数

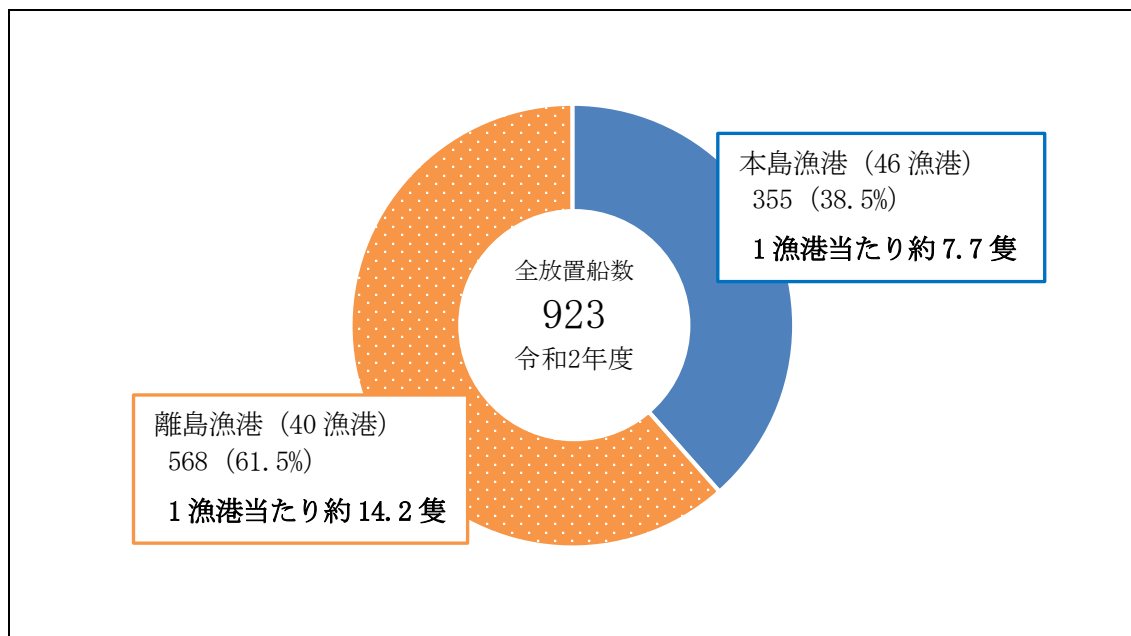
使用しなくなった船舶を処分する際、離島に所在する漁港（以下「離島漁港」という。）に係留等されている船舶は、沖縄本島に所在する漁港（以下「本島漁港」<sup>(注)</sup>という。）に係留等されている船舶と違い、FRP 船リサイクルシステムを活用した処分（以下「リサイクル処分」という。）であれば、沖縄本島内に 1 か所ある指定引取場所に船舶をフェリー等で運ぶ必要があり、離島漁港を管理する 12 漁港管理者の 7 割がこの航送費が高額なことを放置船の発生原因の一つとして挙げている（前述 1(2)ア）。このことから、離島漁港では、本島漁港に比べ放置船が多く発生している可能性を考慮し、本島漁港及び離島漁港に係留等されている放置船数について調査した。

県内 86 漁港において、令和 2 年度の県放置船調査で把握された本島漁港（46 漁港）及び離島漁港（40 漁港）それぞれの放置船数は、図表 1-12 のとおりであり、本島漁港における 1 漁港当たりの放置船数は約 7.7 隻、離島漁港における 1 漁港当たりの放置船数は 14.2 隻となっており、本島漁港に比べて離島漁港で放置船が多い傾向がみられた。

(注) 本島漁港は、沖縄本島及び沖縄本島と橋梁等で連結された地域に所在する漁港のことである。

図表 1-12 県内 86 漁港における地域別の放置船数（令和 2 年度）

(単位：隻)



(注) 県及び市町村の提供資料に基づき、当事務所が作成した。

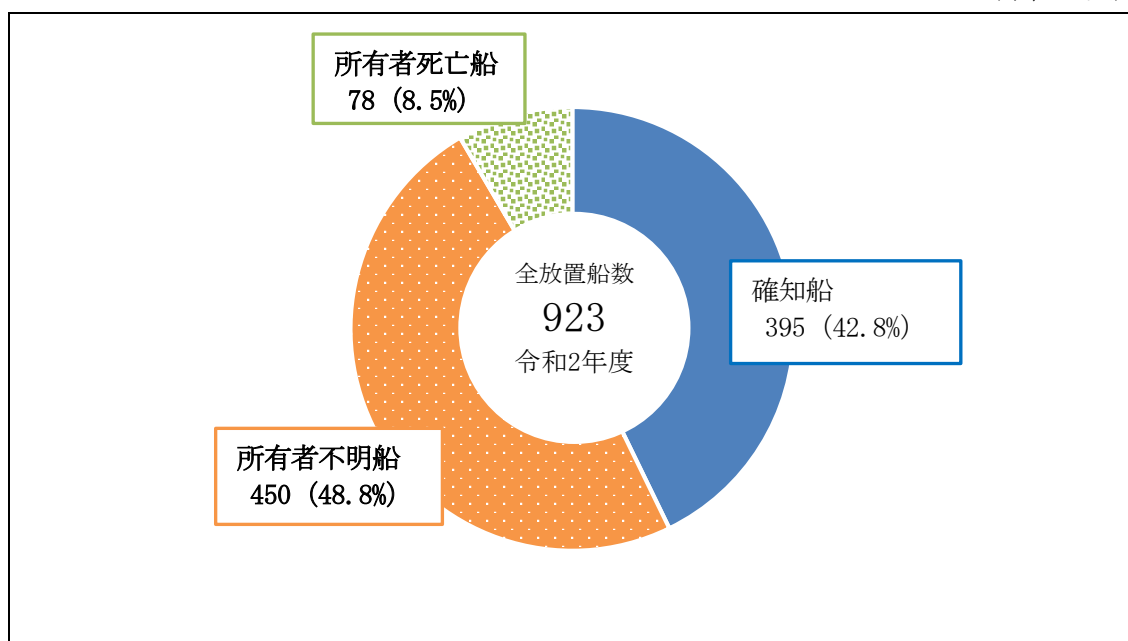
#### (イ) 県内 86 漁港における放置船の所有者の確知状況（令和 2 年度）

放置船の所有者に対する行政指導等を行う上で所有者を確知することが重要となるが、25 漁港管理者の約 4 割が放置船対策を進める上でのあい路として所有者探索及び所有者が死亡している場合の遺産相続人探索が困難であることを挙げている（後述 2(5)ア(7)）。このことから、放置船の所有者の確知が進んでいない可能性を考慮し、行政指導等を行う上で必要な所有者の確知状況について調査した。

県内 86 漁港において、令和 2 年度に把握された放置船について所有者の確知状況をみると、図表 1-13 のとおり、放置船の 48.8%（450 隻）が所有者不明の放置船（以下「所有者不明船」という。）であり、相続人の探索等が必要となる所有者死亡の放置船（以下「所有者死亡船」という。）を含めると 57.2%（528 隻）の放置船が県放置船調査の調査日時点（令和 2 年 7 月頃）で所有者への連絡、指導等が困難な状態となっている。

図表 1-13 県内 86 漁港における放置船の所有者の確知状況（令和 2 年度）

（単位：隻）



(注) 1 県提供資料に基づき、当事務所が作成した。

2 確知船は、所有者の氏名、連絡先等が判明しており、所有者に連絡が取れる状態のものである。

3 所有者不明船には、放置船の所有者の氏名は判明しているが、住所や電話番号等が分からず連絡が取れない状態のものや、県放置船調査の調査日時点（令和 2 年 7 月頃）で漁港管理者が所有者の探索作業を行っていないもの等を含む。

4 図表中の割合は、少数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

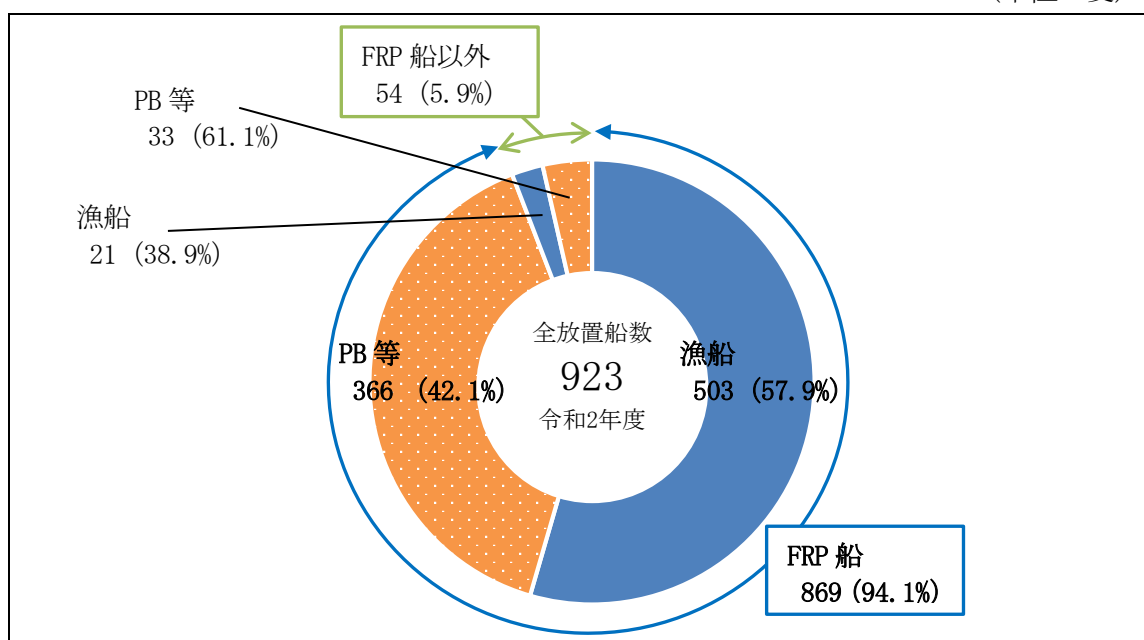
#### (ウ) 県内 86 漁港における原材料別の放置船数

小型船舶の原材料として主流となっている軽量、高強度で耐食性に優れた FRP (ガラス繊維強化プラスチック) を原材料とする船舶 (以下「FRP 船」という。) の処分については、平成 17 年 11 月から FRP 船のリサイクルシステムが運用開始されていることから (後述 2(4)ア(ア))、リサイクル処分が可能な FRP 船の全放置船に占める割合について調査した。

県内 86 漁港において、令和 2 年度の県放置船調査で把握された放置船に占める FRP 船の割合をみると、図表 1-14 のとおり、全放置船の 94.1% (869 隻) が FRP 船であり、FRP 船に占める漁船とプレジャーボート等 (以下「PB 等」という。) の割合をみると、漁船が 57.9%、PB 等が 42.1%となっている。

図表 1-14 県内 86 漁港における放置船に占める FRP 船の割合及びその船種別の割合 (令和 2 年度)

(単位：隻)



(注) 県提供資料に基づき、当事務所が作成した。

#### (4) まとめ

放置船がもたらす支障について、これまでに支障があった事例や支障が出るおそれがある事例を調査したところ、①放置船の火災、船揚場に放置船があり漁業に支障を来している事例、②民家と隣り合わせで放置船が置かれており台風時に被害が出るおそれがある事例、③放置船があることでその周辺にゴミが不法投棄され周辺環境に悪影響を及ぼしている事例等がみられた。

次に、平成 27 年度以降の放置船数の推移をみると、県ではこれまで漁港等に著しい支障が生じているものを放置船と判断していたが、平成 31 年 3 月から放置船の定義を変更し、支障の程度とは関係なく使用届の提出状況等の客観的な基準で放置船を判断することとした影響により、県管理 27 漁港で放置船は増加傾向にあり、市町村管理 59 漁港では横ばい又は微増であることから、県内 86 漁港でみると、増加傾向となっている。

また、離島漁港を管理する漁港管理者の約 7 割が FRP 船の指定引取場所（沖縄本島内 1 か所）までの航送費が高額なことを放置船の発生原因として挙げており、地域別の放置船数をみたところ、本島漁港における 1 漁港当たりの放置船数に比べて、離島漁港における 1 漁港当たりの放置船数は約 2 倍と多くなっている傾向がみられ、島嶼県である本県特有の事情がうかがえた。

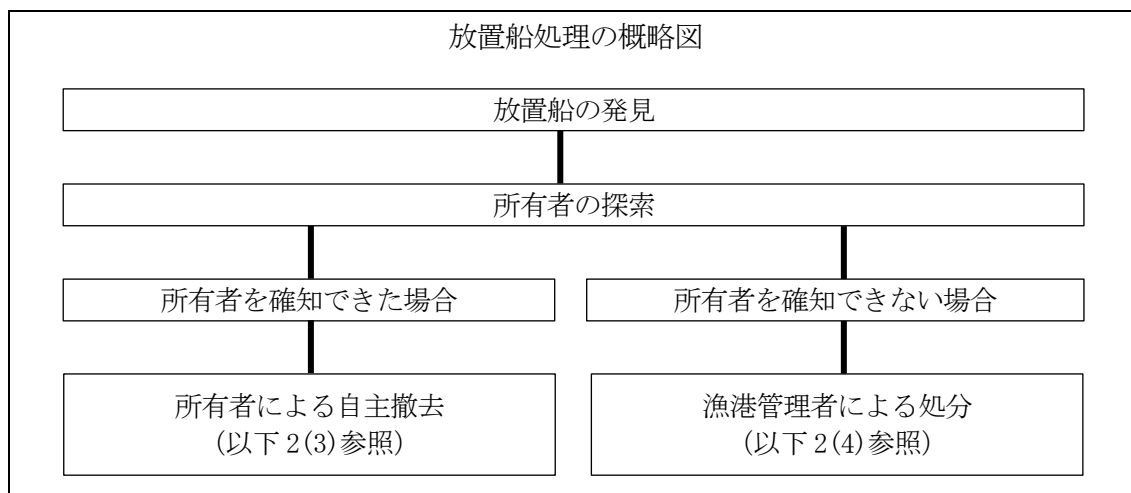


## 2 漁港管理者における放置船処理に向けた対応状況

船舶の管理責任は、その所有者にあり、放置船処理においても所有者による自主撤去が原則となるため、漁港管理者は所有者に対し自主撤去に向けた行政指導等<sup>(注)</sup>を行うこととなる。一方、放置船の所有者の探索を行っても確知できない場合においては、漁港管理者が状況を踏まえ必要に応じた処分をすることとなる。(図表 2-1 参照)

(注) 行政指導等には、電話や訪問による口頭指導、勧告書や警告書などの書面の船体等への貼付といった行政指導のほか、除却命令などの行政処分を含む。

図表 2-1 放置船処理の概略図



(注) 県提供資料を参考に当事務所が独自に作成した。

### (1) 放置船処理に係る計画の策定状況等

#### ア 県における放置船処理に係る計画の策定状況等

県では、漁業者の高齢化などにより放置船は増加傾向にあり、放置船が増加することにより、各漁港における漁業就労環境の悪化、景観の阻害、台風時の災害被害を引き起こすことが懸念され、大きな課題となっていることから、放置船対策を総合的、効果的に推進する目的で平成 27 年度に県計画を策定した。県計画では策定時点で把握している放置船のうち、所有者不明等の放置船を 5 年間で処理することとしている。

また、県では、県管理漁港全体とは別に、泊漁港（那覇市）に特化した「泊漁港放置艇 5 カ年計画」を平成 29 年度に策定している。泊漁港は、県内有数の水揚げ高や漁港内に観光施設が設置されるなど観光客等の往来も非常に活発である。しかしながら、港湾区域の中に存在する拡張困難な狭隘な漁港であるにもかかわらず、漁港内に放置船が多数存在し、漁業活動等に支障を来している。このことから、県では、策定時点で把握している放置船を計画期間（平成 29 年度から 33 年度まで）で処理することを目標とした当該計画を策定し、重点的に取り組むこととしたとしている。

なお、県では、県計画の対象期間が令和元年度で終了したため、2年度から6年度までを期間とする新たな5か年計画を策定し、終了した県計画の実績を踏まえ5年間で150隻の処理を目標とし引き続き放置船の処理を進めることとしている。

## イ 市町村漁港管理者における放置船処理に係る計画の策定状況等

24市町村漁港管理者では、独自に放置船処理に係る計画を策定しているところはみられなかったが、24市町村漁港管理者のうち14市町村漁港管理者（約6割）においては、計画策定の必要性を感じている。一方、処理計画の必要性を感じていない市町村漁港管理者からは、漁港管理者による処分のほか所有者による自主撤去も行政指導を通じ着実に進捗しており、放置船が減少しているとの意見も聴かれた。

なお、24市町村漁港管理者では、いずれも県が県計画を策定していることを承知していた。

## (2) 放置等禁止区域の指定状況等

### ア 放置等禁止区域の指定

漁港における放置船対策について、簡易代執行における手続、廃棄物の判定等を含めた、具体的な方法と留意事項を現実の事例を交えて、取りまとめた「プレジャーボートの適正な係留・保管推進マニュアル（平成28年度改訂版）」（平成29年3月水産庁。以下「水産庁マニュアル」という。）によれば、「漁港は、漁業根拠地である水域及び陸域並びに施設の総合体（法第2条）であり、漁港を利用する船舶として主に想定されているのは漁船であり、漁港の利用者として主に想定されるのは漁業者である。他方、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の漁船以外の船舶による利用や漁業者以外の人々の利用は完全に排除されるべき性格のものではなく、むしろ漁港の区域内における漁船と漁船以外の船舶の利用や漁業者と漁業者以外の人々との調整を図ることが法の目的にも合致するものと考えられる。」とされている。

しかしながら、漁港区域内において、漁船以外の船舶や一般の人々の利用が増加し、船舶や自動車等の放置、漁港施設の損傷・汚損等が漁業施設の機能低下の原因となり、漁港の保全上支障を来すといった問題が生じている。

このことから、法第39条第5項第2号（図表2-2参照）では、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域（以下「放置等禁止区域」という。）に、何人も、みだりに<sup>(注)</sup>船舶等を捨てること又は放置することを禁止しており、これにより、漁港管理者は、漁港の区域内の利用調整を図ることが可能である。

また、漁港管理者は、漁港管理に関する条例等において船舶の係留に許可等の手続を課すことにより、当該手続を経ない者に対して、当該船舶等の移転又は除却等を命じる（法第39条の2）ほか、30万円以下の罰金（法第46条）に処するとされて

いる。したがって、漁港管理者は、放置等禁止区域の指定と漁港管理条例等による許可を適切に実施することにより、漁船と PB 等を整然とすみ分け、維持管理の適正化を図ることが可能である。

なお、漁港管理者は、放置等禁止区域及び放置禁止物件の指定をするに際して、法第 39 条第 6 項及び漁港漁場整備法施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 14 条で定めるところにより、当該公示に係る指定の適用の日の 10 日前までに、当該区域や物件を明示して、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うこととされており、これを廃止するときも、同様とすることとされている。

（注）「みだりに」とは、正当な権原又は正当な理由がないこと。漁港における正当な権原に基づく場合とは、漁港管理者の使用許可等の手続を経ている係留・保管等が想定され、正当な理由に基づく場合とは、台風等による緊急避難的な係留等が想定される。

図表 2-2 漁港漁場整備法の関連条文等（抜粋）

<p><b>漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）</b> （漁港の保全） 第 39 条 1～4 （略） 5 何人も、漁港の区域（第二号及び第三号にあつては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。 一 基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること。 二 <u>船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること。</u> 三 その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。 6 漁港管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第二号の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。 7 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によってその効力を生ずる。 8 （略） （監督処分） 第 39 条の 2 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは<u>船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</u> 一 前条第 1 項又は第 5 項の規定に違反した者 二 前条第 1 項の規定による許可に付した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により前条第 1 項の規定による許可を受けた者 2 （略） 3 第 1 項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。</p>
---

4～11 (略)

第 39 条の 3～45 条 (略)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

1～2 (略)

3 第 39 条第 5 項の規定に違反して同項第二号又は第三号に該当する行為をした者

4 (略)

#### 漁港漁場整備法施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）

（漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定等の公示）

第 14 条 法第 39 条第 6 項の規定による区域の指定の公示は、当該区域の指定が同条第 5 項第二号又は第三号のいずれかの規定に関するものであるかを明らかにし、当該区域を明示して、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

2 法第 39 条第 6 項の規定による物件の指定の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。

3 前 2 項の公示は、当該公示に係る指定の適用の日の 10 日前までに行わなければならない。ただし、緊急に当該指定の適用を行わなければ漁港の保全上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

（注）下線は当事務所が付した。

### イ 漁港管理者における放置等禁止区域の指定状況

#### （7） 県における放置等禁止区域の指定状況

県では、他の漁港に比べて放置船が多い等漁港の保全上特に対応が必要で、地元の関係機関と調整ができた漁港から放置等禁止区域を順次指定することとしており、平成 29 年 4 月に 7 漁港（石垣漁港、泡瀬漁港、辺土名漁港、泊漁港、名護漁港、平敷屋漁港、糸満漁港）において放置等禁止区域を指定している。

今回調査した農林事務所等では、放置等禁止区域の指定に際して、図表 2-3 のとおり、手続を行っている。

図表 2-3 農林事務所等における放置等禁止区域の指定手続の例

- ① 漁協や第 11 管区海上保安本部（以下「海保」という。）に対して、放置等禁止区域の大きな構想について 2 回（平成 27 年度）、指定の詳細について 3 回（平成 28 年度）説明会を開催
- ② PB 等の利用者に対して 6 回（平成 28 年度）説明会を開催
- ③ 漁業者に対して 1 回（平成 28 年度）説明会を開催
- ④ 県本課と調整しながら県公報に掲載（平成 29 年 3 月）するとともに、漁港に放置等禁止区域を明示した看板を設置

なお、農林事務所等では、当初、PB 等の利用者への説明会を 1 回開催する予定であっ

たが、PB等の利用者から要望を受け最終的に6回開催することとなり、説明会の開催調整に時間を要したとしている。

(注) 当事務所の調査結果による。

なお、沖縄県漁港管理条例（昭和50年条例第33号。以下「県条例」という。）第12条により、漁船以外の船舶を放置等禁止区域内に停係泊又は陸置きする場合は知事が指定する施設を使用しなければならないとされている。また、県条例第10条及び第11条において、漁港施設を占有、あるいは、知事が指定する施設を使用する者は許可を受けなければならないとされ、これに違反した者に対して、その行為の中止等を命ずることができるとされている。（図表2-4）

図表2-4 沖縄県漁港管理条例の関連条文（抜粋）

**沖縄県漁港管理条例（昭和50年4月10日条例第33号）**

（占有の許可等）

第10条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し若しくは除去しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

3 第1項の占有の期間は、一月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、三年）を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可等）

第11条 次に掲げる者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 甲種漁港施設（法第39条第5項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。次条第1項において同じ。）のうち知事が公示により指定する施設を使用しようとする者

(2) 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者

2 知事は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。

3 第1項に規定する使用の期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

4 知事は、第1項第一号の規定により施設を指定しようとするときは、これを告示しなければならない。

（漁船以外の船舶についての制限）

第12条 漁船以外の船舶を漁港の区域（法第39条第5項の規定により知事が指定する区域に限る。次項において同じ。）内に停係泊をし、又は甲種漁港施設に陸置きをしよ

うとする者は、前条第1項第一号の規定により知事が指定する施設を使用しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停係泊をしようとする者は、知事が公示により指定する施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

#### (イ) 市町村漁港管理者における放置等禁止区域の指定状況

県内においては、法第39条第5項で定める放置等禁止区域を指定している市町村漁港管理者はみられなかった。

24 市町村漁港管理者に対して、放置等禁止区域を指定しない理由を調査したところ、図表 2-5 のとおり、「指定が必要なほどの支障は生じていない又は必要性がないため」が11市町村漁港管理者と最も多いものの、「PB等の係留（保管）場所の確保が難しいため」が5市町村漁港管理者、「漁協関係者との協議が進まないため」が4市町村漁港管理者のほか、指定に関して参考となる情報がないためといった指定に係るあい路を挙げるところもみられた。

また、放置等禁止区域の指定を検討していないとしている市町村漁港管理者の中には、放置船の所有者をほぼ把握できており、当該市町村漁港管理者による移動指導に従う所有者も多く、管理できていることから指定を検討したことはないとしているところがみられた。

なお、今回調査した市町村漁港管理者では、放置等禁止区域の指定を検討しているところが少なくとも3市町村漁港管理者みられた。このうち1市町村漁港管理者は、放置等禁止区域の指定に併せてPB等の保管場所を確保するため、漁船保管施設用地の一部をPB等の保管場所として使用できる船舶保管施設用地に変更する用地の利用見直しに係る「漁港施設用地利用計画変更書」を水産庁に提出する手続きを進めており、今後漁協の定期総会において指定に向けた説明を行う予定としている。また、残りの2市町村漁港管理者は、情報収集中、あるいは県における取組状況を見ながら指定の可否を判断するとしている。

図表 2-5 24 市町村漁港管理者における放置等禁止区域を指定していない理由（複数回答）

（単位：漁港管理者）

区分	漁港管理者数
指定が必要なほどの支障は生じていない又は必要性がないため	11
PB 等の係留（保管）場所の確保が難しいため	5
漁協関係者との協議が進まないため	4
他に有効な処理方策があるため	0
その他（指定に関して参考となる情報がない、放置船が少なく検討したことがない、管理組合が解散し意見を集約できない等）	6

（注）当事務所の調査結果による。

（ウ） 放置等禁止区域を指定したことによる効果等

農林事務所等のうち、放置等禁止区域を指定していない宮古農林水産振興センターを除く農林事務所等に対し、放置等禁止区域を指定した効果を調査したところ、図表 2-6 のとおり、「放置船所有者への説明がしやすくなった」が 3 農林事務所等、「漁協からの協力が得やすくなった」が 2 農林事務所等であった。

「放置船所有者への説明がしやすくなった」及び「その他」において「PB 等の無秩序な海上係留が減少」としている農林事務所等では、指定以前は明らかに漁業の支障となる係留・保管に対してのみ指導していたが、放置等禁止区域を指定したことで係留・保管の指定区域外に係留・保管している所有者に対して制度の趣旨について説明・指導しやすくなり、これにより支障が解消できたとしている。このほか、漁船と PB 等のすみ分けが可能となったことから、PB 等の係留・保管施設に収容余力がないことを理由に、PB 等の新規利用申込を断りやすくなったとしている。

図表 2-6 4 農林事務所等における放置等禁止区域指定の効果（複数回答）

（単位：農林事務所等）

区分	農林事務所等数
放置船所有者への説明がしやすくなった	3
漁協からの協力が得やすくなった	2
行政指導後に自主撤去につながる放置船が増えた	1
行政指導や処分の判断が円滑になった	1
新たな放置船が減少した	0
その他（PB 等の無秩序な海上係留が減少）	1

（注）当事務所の調査結果による。

### (3) 所有者による自主撤去に向けた漁港管理者の行政指導等の状況

#### ア 放置船の所有者の探索

放置船の所有者に対する自主撤去の指導においては所有者を確知することが重要である。漁港管理者は、近傍の漁業者等への聴き取りのほか、放置船に表示された漁船登録番号、船舶番号又は船体識別番号を都道府県の関係部局等へ照会することにより所有者情報を取得することができる。

#### (7) 漁船登録番号による照会

漁船（総トン数1トン未満の無動力漁船を除く。）は、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき都道府県知事が備える漁船原簿に登録されることとなっており、漁港管理者は船体に表示されている漁船登録番号を把握することで漁船原簿を保有している都道府県の関係部局から所有者情報を入手することが可能である。

#### (イ) 船舶番号又は船体識別番号による照会

漁船、ろかい舟、係留船を除く総トン数20トン未満の小型船は、小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条により、登録制度が設けられており、漁港管理者は船体に表示されている船舶番号や打刻されている船体識別番号を把握し、小型船舶登録の実施機関である日本小型船舶検査機構に照会することで、原則有料ではあるが所有者情報を入手することが可能である。

また、国土交通省では、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）に基づき、小型船舶の所有者に関する登録情報を円滑な不法係留対策の実施に必要な範囲で地方公共団体に無償で提供する仕組みを平成31年4月1日から開始している。登録情報の提供を求める地方公共団体は、定められた申請期間（5月、8月、11月、2月）に国土交通省に対して申請を行い、国土交通省は、申請された船舶番号又は船体識別番号による照会（船舶番号又は船体識別番号以外の事項（例えば船名など）による照会は不可）に基づき登録情報を提供している。

図表 2-7 漁船法等の関連条文（抜粋）

#### 漁船法（昭和25年法律第178号）

（漁船の登録）

第10条 漁船（総トン数1トン未満の無動力漁船を除く。）は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。



- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
  - 二 船名
  - 三 総トン数
  - 四 船舶の長さ、幅及び深さ
  - 五 船質
  - 六 進水年月日
  - 七 造船所の名称及び所在地
  - 八 推進機関の種類及び馬力数
  - 九 無線電波の型式及び空中線電力
  - 十 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
  - 十一 主たる根拠地
  - 十二 漁業種類又は用途
  - 十三 漁船の建造、取得等登録の原因
- 3 都道府県知事は、前項の申請者に第4条第1項又は第2項の許可（同条第6項の変更の許可を含む。）を証する書面その他登録に関し必要な書類を提出させることができる。

#### 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）

（新規登録及び測度）

第6条 登録を受けていない小型船舶の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請があった場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該船舶の総トン数の測度（以下「測度」という。）を行い、かつ、次に掲げる事項及び国土交通省令で定める基準により定めた船舶番号を原簿に記載することによって新規登録を行わなければならない。

- 一 船舶の種類
- 二 船籍港
- 三 船舶の長さ、幅及び深さ
- 四 総トン数
- 五 船体識別番号
- 六 推進機関を有するものにあつては、その種類及び型式
- 七 所有者の氏名又は名称及び住所
- 八 登録年月日

（登録事項の通知）

第7条 国土交通大臣は、新規登録を行ったときは、申請者に対し、登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

（船舶番号の表示の義務）

第8条 小型船舶の所有者は、前条の規定により船舶番号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該船舶に当該船舶番号を表示しなければならない。

第9～13条（略）

（登録事項証明書等）

第14条 何人も、国土交通大臣に対し、原簿の謄本若しくは抄本又は原簿のうち磁気ディスクをもって調製された部分に記載されている事項を証明した書面（以下「登録事項証明書等」という。）の交付を請求することができる。

## イ 漁港管理者における行政指導等

漁港管理者である地方公共団体は、法第 26 条の規定に基づき、漁港管理規程を定め、これに従い適正に漁港の維持管理を行う必要がある。

農林水産省では、漁港の維持管理に関し、全国的な視点に立った模範となる運用方針を漁港管理者に示すため、法第 34 条第 4 項の規定に基づき、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めている。

図表 2-8 漁港漁場整備法の関連条文（抜粋）

### 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）

（漁港管理者の職責）

第 26 条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

（略）

（漁港管理規程の制定及び変更）

第 34 条 漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2、3 （略）

4 農林水産大臣は、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めることができる。

## (7) 県における放置船の所有者に対する行政指導等の実施状況

県では、法第 26 条の規定に基づく県条例に加え、県処理要領及び県処理要領の運用に基づき放置船の所有者に対する行政指導等を行うこととしている。

放置船の所有者に対する行政指導等について、県処理要領の運用では、①放置船の記録方法、②放置された船舶に対する勧告書・警告書の貼付、除却命令書の貼付、③放置船の所有者の探索方法などが示されており、主な内容は次のとおりである。

（県処理要領の運用で示された放置船の所有者に対する行政指導等）

### ① 放置船の記録方法

放置が疑われる場合、「放置艇（車両）状況記録簿」（以下「記録簿」という。）に実態を記録し、写真とともに、放置位置図を作成して監視を続ける。

### ② 放置船に対する勧告書・警告書の貼付

(i) 記録簿等により放置と判断される場合、移動等期限（相当な履行期限）を記した「勧告書」を船体等に貼付するとともに、所有者を探索する。

(ii) 「勧告書」の貼付後も放置されている場合は、移動等期限（相当な履行期限）を記した「警告書」を船体等に貼付する。

(iii) 勧告書及び警告書の貼付による指導を行っても改善されない場合は、除却期限（相当な履行期限）を記した「除却命令書」と題する文書を船体等に貼付する。

③ 放置船の所有者の探索方法

漁船登録番号、小型船舶検査済票、その他証票等を基に所有者を探索し、その結果を記録簿に記録する。

農林事務所等における放置船の所有者に対する行政指導等の実施状況を調査したところ、全ての農林事務所等において口頭指導・電話指導及び勧告書の貼付を行うとともに、漁船登録番号や船舶番号等を関係機関に照会するなど所有者の探索を行っている。また、一部の農林事務所等では、勧告書を貼付しても自主撤去されていない放置船に対して警告書の貼付を行ったり、所有者を探索するために漁船登録番号及び船舶番号による照会のほか戸籍謄本等から相続人を特定し、家庭裁判所に相続放棄の確認申請<sup>(注)</sup>をしている例（図表 2-9）や組織として放置船対策に関する業務の実施時期を整理した年度業務計画書を策定している例（図表 2-10）がみられたものの、「除却命令書」と題する文書を貼付している農林事務所等はみられなかった。

(注) 相続人や被相続人に対する利害関係者は、被相続人（所有者）の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に「相続放棄・限定承認の申述の有無」を照会することができ、これにより、相続人が、相続放棄や限定承認を家庭裁判所に申し立てた事実の有無や、その申立てが受理されたかどうかを確認することができる。

図表 2-9 放置船の処理手順（勧告書及び警告書の貼付）の例

【事例 放置船の処理手順】（A 漁港管理者（以下「A」という。））
<p>1 放置船の把握方法</p> <p>A では、漁港内に係留・保管されている全ての船舶について、使用届等の提出状況を確認し、使用届等が提出されていない船舶はその利用実態を漁協に確認した上で、1 か月以上経過後に再度調査を行い利用実態がないと判断した船舶を放置船としている。</p> <p>県が例年 5 月頃に実施する県放置船調査時に 2 回確認（調査始期に 1 回目、1 か月後に 2 回目）するほか、漁業者等から放置船と思われる船舶について連絡を受けた際に放置船の把握を行っている。</p> <p>なお、放置等禁止区域が指定された漁港において、係留（保管）指定施設以外の場所に係留等されている漁船以外の船舶で利用実態がある船舶については、放置船と判断せずに所有者に対してフィッシャリーナ等指定施設に保管するよう指導を行っている。</p>

## 2 放置船の所有者の探索

Aは、以下の手順により放置船の所有者の探索を行っている。

- ① 漁船登録番号を県の担当課に照会
- ② 船舶番号を日本小型船舶検査機構に照会
- ③ ①②で判明した所有者の住所等の連絡先が変更されている場合は、当該住所地の市町村に戸籍謄本等の交付請求を行い、所有者の住所を探索
- ④ ①②で判明した所有者が死亡している場合、戸籍謄本等から相続人を特定し、家庭裁判所に相続放棄の確認申請を行い、相続放棄されていない場合は、相続人に対して放置船の移動等を指導する。  
なお、相続放棄が確認されれば、所有者不明船に準ずるとしてAが処分する。
- ⑤ 漁船登録番号等がない場合、漁協等に所有者情報を有していないか確認

## 3 所有者に対する行政指導

Aは、放置船が漁船であってその所有者が組合員である場合は、漁協を通じて使用届を提出するよう指導し、漁船以外の船舶や所有者が組合員でない場合は、所有者の連絡先を探索し、以下のとおり勧告書や口頭等により指導を行っている。

Aは、まず、上記1で把握した放置船に勧告書を貼付することとしており、さらに、翌年度の県放置船調査においても引き続き確認された場合は警告書を貼付することとしている（写真参照）。また、所有者が判明している放置船のうち漁業活動に支障を来すおそれがあるものは、所有者に電話又は文書（勧告書又は警告書）により移動等を指導している。離島については、勧告書等を貼付するために離島を訪れる際に、判明している所有者の自宅等を訪問し、指導を行っている。

なお、Aは、放置等禁止区域を指定する以前は明らかに漁業活動等に支障を来す場所に船舶を保管している等の状況がなければ、所有者への指導がし難い状況であったが、放置等禁止区域を指定することにより、所有者に対して明確な根拠に基づいて指導することが可能となり、漁港の維持管理が以前に比べて円滑にできるようになったとしている。

★写真（勧告書及び警告書）★



船体に貼付された勧告書及び警告書（赤枠内が勧告書及び警告書）

船体に貼付された勧告書及び警告書の拡大写真（左の船体とは異なる）

4 Aによる放置船の処分

Aは、上記2のとおり放置所の所有者の探索を行った結果、所有者が判明しなかった放置船のうち、財産価値がないと判断されるものについて処分を行うこととしている。

Aは、平成28年度に放置船を処分した際、船舶等販売業者に放置船の査定を依頼し、その結果に基づき財産価値の有無を判断しており、同年度以降は、その査定基準を目安に、船体が割れているなど同年度に処分した放置船よりも状態が悪いものを財産価値がないと判断している。

なお、判断がつかない場合は、船舶等販売業者に査定を依頼している。

Aは、財産価値がないと判断した放置船（写真参照）については、FRP船リサイクルシステム（後述2(4)ア参照）を活用したリサイクル処分、又は、放置船の状態やFRP船リサイクルシステムの指定引取場所までの距離を考慮し、リサイクル処分により難しい場合は廃棄物としての埋立処分をすることとしており、平成28年度は6隻をリサイクル処分し約130万円を支出している。

★写真（財産価値がないと判断した放置船）★



船体が著しく損傷した放置船



船体内部に多量の雨水が滞留し、船体が損傷した放置船

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 勧告書及び警告書の写真は当事務所が撮影したもの。

3 処分した放置船の例の写真はAから提供されたもの。

図表 2-10 年度業務計画書を策定している例

【事例 年度業務計画書を策定】〈B 漁港管理者（以下「B」という。）〉

1 年度業務計画書を策定した経緯

B では、過去に放置船対策に従事する職員の異動があった際に、業務の継続性が危ぶまれたことがあったことから、大幅な人事異動があっても、継続的に業務に取り組めるよう平成 31 年度から毎年、年度業務計画書を策定している。

2 年度業務計画書の概要

年度業務計画書は、「放置艇調査」、「放置艇状況記録簿」、「漁船所有者照会」、「小型船舶所有者照会」、「戸籍情報照会」、「勧告書貼付・文書送付」、「警告書貼付・文書送付」、「放置艇等処理方針協議会」、「放置艇処理業務」などの、放置船の把握から処理するまでの業務名が示され、各業務を実施する期間を整理した年間スケジュールと次年度への引継事項で構成されている。

3 年度業務計画書の効果

B では、これまでのところ、年度業務計画書の策定以降に、放置船対策に従事する職員の人事異動は行われていないが、組織として業務の実施時期を整理した年間スケジュールを共有することで、今後、人事異動が発生した場合であっても、業務を遅滞なく継続できるのではないかとしている。

(注) 当事務所の調査結果による。

(イ) 市町村漁港管理者における放置船の所有者に対する行政指導等の実施状況

24 市町村漁港管理者では、それぞれ法第 26 条の規定に基づく漁港管理条例を定め、それらに沿って各漁港の維持管理を行っているが、独自に放置船の処理手順などを整理し明文化したマニュアル等を策定しているところはみられなかった。

このことについて、24 市町村漁港管理者に調査したところ、17 市町村漁港管理者（約 7 割）が独自のマニュアル等の策定に必要な情報やノウハウがないこと又は他の漁港管理者等が策定しているマニュアル等の情報がないことを理由としている。

24 市町村漁港管理者における平成 27 年度以降の放置船の所有者に対する行政指導等の実施状況を調査したところ、図表 2-11 のとおり、「口頭指導、電話指導、面会指導」が 10 市町村漁港管理者、「勧告書の貼付」が 6 市町村漁港管理者、「警告書の貼付」が 2 市町村漁港管理者であり、その他の取組として、漁協に放置船の指導を依頼している市町村漁港管理者や移動等を要請する書面を貼付している市町村漁港管理者もみられた。これらのうち、今回調査した市町村漁港管理者では、図表 2-12 から 2-13 のとおり、放置船把握、所有者の探索及び勧告書等の貼付を実施している例、船舶が長期間放置され漁港の維持、保全、運営等の支障となっていることを示し連絡を求める「お願い文」を貼付することで所有者本人から連絡を受けるなど一定の効果を挙げている例がみられた。

なお、「除却命令」を実施している市町村漁港管理者はみられなかった。

図表 2-11 24 市町村漁港管理者における行政指導等の実施状況（複数回答）

（単位：漁港管理者）

区分	漁港管理者数
口頭指導、電話指導、面会指導	10
勧告書の貼付	6
警告書の貼付	2
除却命令	0
その他（漁協による指導、移動等を要請する書面の貼付）	5

（注）当事務所の調査結果による。

図表 2-12 放置船の処理手順（所有者に対する行政指導及び放置船の処分）の例

【事例 放置船の処理手順】〈C 漁港管理者（以下「C」という。）〉
<p>1 対策を講じた経緯</p> <p>C は、以前から、管理漁港の一つに朽廃した放置船が多数あることを把握しており、当該漁港が大規模スポーツ大会の会場として利用されていることから、当該漁港内の放</p>

置船を競技の支障とならない場所に集積し、対応方法について検討していたところ、放置船の火災事故が発生し、近隣住民から放置船の早期撤去の要望があったこと等を契機として、平成 25 年度頃から安全面及び景観上の観点から放置船の処分等の対策を講じている。

なお、C は管理漁港に集積した放置船のほか、県管理漁港に近接した旧船だまり（C が管理）に集積した放置船についても対策を講じている。

## 2 放置船の把握方法

C では、県処理要領第 2 条で定める「処理対象となる放置艇等」（図表①参照）を参考にしつつ、漁船については、船体の状態（破損や老朽化）が不良かつ利用実態がないと考えられる船舶、漁船以外の船舶については、漁港に係留等されている船舶全てを対象に使用届の提出状況を確認し、使用届が提出されていない船舶のうち、船体の状態（破損や老朽化）が不良かつ利用実態がない船舶を放置船として把握している。

図表① 放置艇等除却処理要領（抜粋）

放置艇等除却処理要領（平成 27 年 5 月 25 日農港第 386 号沖縄県農林水産部長通知）  
（処理対象となる放置艇等）

第 2 条 本要領の対象とする放置艇等とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 漁港区域内において放置が疑われるもの
- (2) 漁港の機能を著しく妨げ又はそのおそれのあるもの
- (3) 漁港漁場整備計画等の遂行を著しく阻害し又はそのおそれのあるもの
- (4) 漁港利用上、工作物等へ損害を与えるおそれがあるもの
- (5) 著しく美観を損ない水域及び公共空地の環境保全を図る上で支障を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- (6) その他漁港管理者が特に必要と認めるもの

## 3 放置船の所有者の探索

C は、所有者情報を入手するため、①近傍の漁業者等に所有者氏名や連絡先、死亡している場合は家族の状況等の聴き取りを行い、②漁船登録番号がある場合は県、③船舶番号がある場合には日本小型船舶検査機構に所有者情報を照会している。

## 4 所有者に対する行政指導

C は、所有者が判明した場合は所有者本人、所有者が死亡している場合は相続人であるその家族、当該放置船が譲渡等されている場合はその譲受人等と電話や文書等（図表②参照）により連絡を取り、当該船舶の利用状況を確認するとともに、利用見込みがな



いものについては移動等するよう指導している。一方、所有者情報が得られない場合は、所有者と連絡を取る手段がないため、Cの連絡先を明記した勧告書を放置船に貼付（その一週間後をめどに勧告書から警告書（写真参照）に貼り替え）することにより、所有者から問合せや近傍の漁業者等から情報提供を受けることがあり、所有者の判明に至ることがあるとしている。

なお、Cは、漁船以外の船舶のうち、使用届は未提出であるが船体の状態から利用実態があると考えられる船舶については、放置船とは判断せず、口頭指導や文書により、使用届の提出、あるいは、漁港から当該船舶を移動等するよう指導している。（ただし、調査日時点（令和2年11月）において、当該船舶を受け入れる収容余力がないため、近隣の県管理漁港や港湾を利用するよう案内している。）

図表② 「〇〇漁港内放置船舶の移動について」（抜粋）

■■■■ 漁港内放置船舶の移動について

初春の候、貴殿におかれましては益々ご清栄ことと存じます。日頃より■■■■の水産業振興にご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、本市では水産業の継続的な発展のため■■■■漁港を整備保全してまいりました。漁港は漁業者にとって、漁具の整備・準備出航、魚をおえての帰港、陸揚、休憩等の作業を実施する場所で、漁業を営む上で中心的な役割を担っている重要な施設です。

そのため、本市においては漁業者の漁港の安全な利用のため、健全な管理保全に努めているところです。

漁港内の利用については、当課の許可が必要です。貴殿所有船におかれましては、当漁港施設を許可なく駐艇等に使用しており、速やかに当施設の利用を中止し移動するようお願いいたします。

また、お問い合わせ及びご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡お願い致します。

★写真（警告書貼付）★



船体にくくりつけられた警告書



ラミネート加工した警告書を結束バンドで船体にくくりつけている

5 Cによる放置船の処分（後述(4)イ(イ)関係）

Cは、上記3及び4の手順により所有者情報が得られず、勧告書等の貼付を行っても所有者からの問合せ等がなかった放置船について、漁港管理の一環として処分することとしており、処分に際して減容のための油圧ショベルや運搬のためのトラック等の重機（操縦を行う作業員を含む。）をリースし、減容した上で産業廃棄物として最終処分場に搬出し埋立処分している。一方、所有者が判明した放置船については、その所有者が処分することとしているが、所有者が希望する場合は、Cによる所有者不明等の放置船の処分時に、所有者に重機を無償で使用させ処分費用のみ負担させることにより、所有者の負担軽減を図り、放置船の処理促進に努めている。

なお、Cは、FRP 船リサイクルシステムについて承知しているものの、指定引取場所（沖縄本島内 1 か所）までの航送費が高額となり、現実的な運用が困難であることから、リサイクル処分ではなく埋立処分をしている。

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 警告書貼付の写真は当事務所が撮影したもの。

図表 2-13 お願い文を貼付している例

【事例 お願い文の貼付】〈D 漁港管理者（以下「D」という。）〉

1 「お願い文」の貼付を行うこととした経緯

Dでは、管理漁港に係留等されている放置船に対し、これまで、①放置船の把握、②漁船登録番号及び近傍の漁業者等への聴き取りによる所有者の探索、③放置船の所有者に対する指導は行っていたものの、所有者不明船への対策までは行えておらず、財産権を侵害するおそれがある放置船の処分について、条例等に基づき処分したいと考えていた。

こうした中、Dでは、連絡がとれない所有者への注意を促す手段として、「お願い文」の貼付を令和元年度から実施することとした。

2 「お願い文」の概要

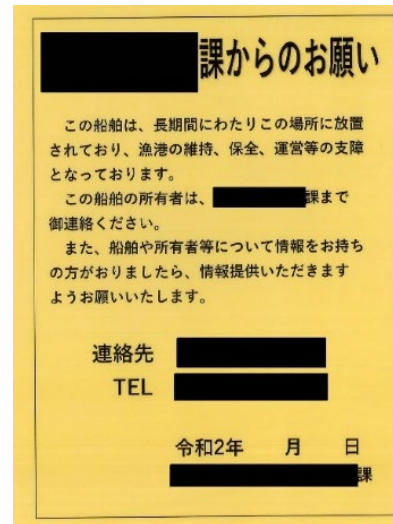
「お願い文」は、漁港維持管理担当課名で、所有者に対して当該船舶が漁港の維持、保全、運営等の支障になっていることを伝え、同課への連絡を求めるとともに、近傍の漁業者等に対して情報提供を依頼する内容となっており、Dでは、県放置船調査で報告した全ての放置船に対し貼付している。

「勧告書」や「警告書」ではなく、「お願い」としたことについて、Dでは、「お願い文」を確認した所有者から連絡を受け、事情を聴き取り、当該船舶の移動等をお願いすることが目的であり、所有者が貼付された文書を確認した際に不必要な警戒感を持たれないように配慮しているとしている。

### 3 「お願い文」の効果

Dでは、「お願い文」の効果として、これまで所有者本人から連絡があったほか、貼付作業中に近傍の漁業者等から放置船の所有者に関する情報や放置船と疑われる船舶に関する情報の提供を受ける機会が増えたなど、放置船であることを「お願い文」で明示することに一定の効果を感じているとしている。

#### ★写真（「お願い文」が貼付された放置船）★



(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 「お願い文」が貼付された放置船の写真は当事務所が撮影したもの。

また、24 市町村漁港管理者における行政指導の実施状況と直近の自主撤去の割合（令和元年度にあった放置船のうち、翌年度までに自主撤去された放置船の占める割合）の関係性を整理したところ、図表 2-14 のとおり、行政指導を実施しているところでは自主撤去の割合が 9.3%、行政指導を実施していないところでは 3.4% であり、自主撤去に向けた行政指導が自主撤去に寄与している傾向がみられた。

なお、行政指導別にみると、口頭指導等（漁協による指導を含む。以下同じ。）のみを実施しているところでは 9.9%、口頭指導等及び勧告書等（警告書や移動等を要請する書面を含む。以下同じ。）の貼付を実施しているところでは 9.7%、勧告書等の貼付のみを実施しているところでは 7.9%であった。

図表 2-14 24 市町村漁港管理者における行政指導の実施状況と直近の自主撤去の割合

（単位：隻、%）

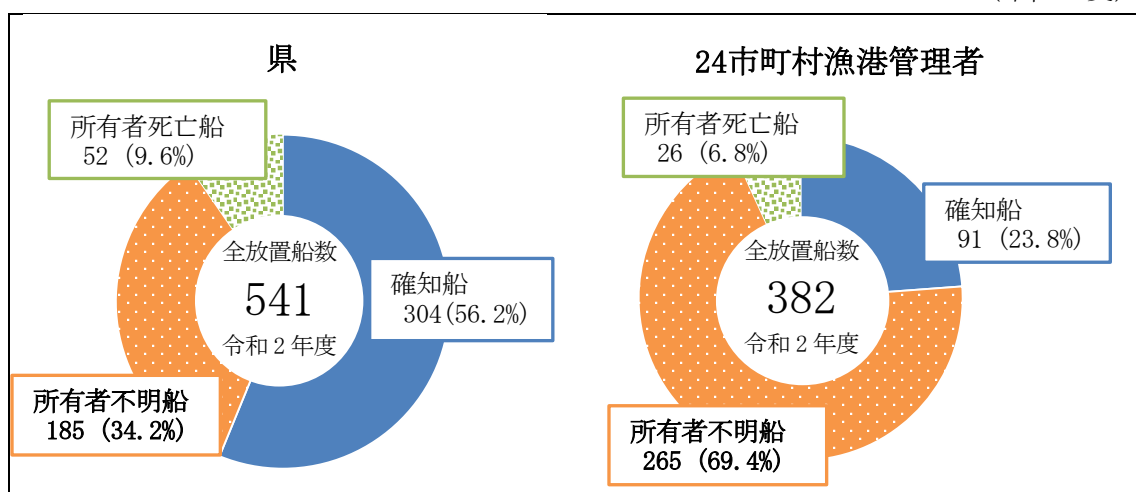
区分	令和元年度放置船数	自主撤去数	割合
行政指導を実施	332	31	9.3
口頭指導等のみ	71	7	9.9
口頭指導等及び勧告書等の貼付	185	18	9.7
勧告書等の貼付のみ	76	6	7.9
行政指導未実施	29	1	3.4
（参考）県：口頭指導等及び勧告書等の貼付	490	87	17.8

（注）1 当事務所の調査結果による。

2 本表は、各区分に該当する市町村漁港管理者が管理する漁港における令和元年度にあった放置船数（令和元年度放置船数）に占める翌年度までに自主撤去された放置船数（自主撤去数）の割合を示している。

漁港管理者が行政指導等を行い所有者による自主撤去を求めていくためには、放置船の所有者を確知し、その事情に応じた対応を行う必要があると考えられるが、放置船の所有者の確知の状況を見ると、図表 2-15 のとおり、県が管理する漁港に係留等されている放置船の 34.2%が所有者不明船であるのに対し、24 市町村漁港管理者が管理する漁港に係留等されている放置船の 69.4%が所有者不明船となっている。

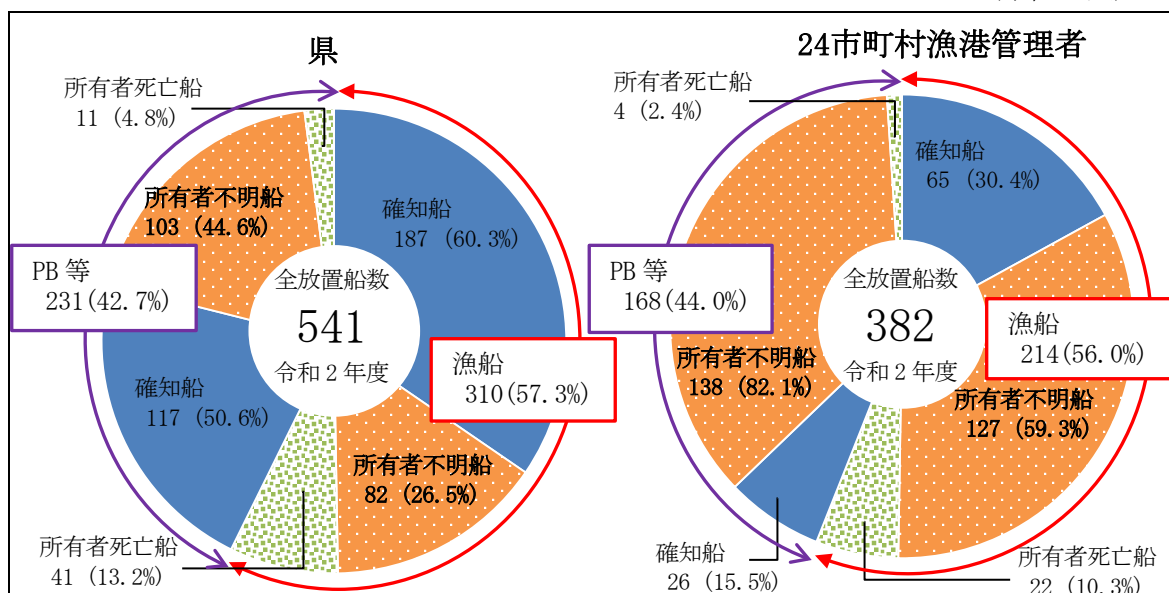
図表 2-15 県及び 24 市町村漁港管理者における放置船の所有者の確知状況(令和 2 年度)  
(単位：隻)



(注) 県及び市町村の提供資料に基づき、当事務所が作成した。

また、放置船の船種別（漁船とPB等の別）の確知状況をみると、図表2-16のとおり、県管理27漁港に係留等されている漁船の26.5%、PB等の44.6%が所有者不明船であり、市町村管理59漁港に係留等されている漁船の59.3%、PB等の82.1%が所有者不明船となっており、漁船よりもPB等に所有者不明船が多く、特に市町村管理59漁港において、その状況が顕著であった。

図表2-16 県及び24市町村漁港管理者における放置船の船種別の確知状況(令和2年度)  
(単位：隻)



(注) 県及び市町村の提供資料に基づき、当事務所が作成した。

そこで市町村漁港管理者におけるPB等の所有者の探索方法を調査したところ、探索方法を確認できた9市町村漁港管理者のうち、船舶番号又は船体識別番号による照会を行うこととしているのは3市町村漁港管理者であり、必ずしも十分な探索が実施できているとは認められない状況がみられた。

さらに、24市町村漁港管理者に対して、平成31年4月から新たに設けられた船舶番号又は船体識別番号による所有者情報の無料照会の仕組み（前述2(3)ア(イ)）について、認知状況を調査したところ、認知していたのは5市町村漁港管理者（約2割）であった。

この要因の一つとしては、上記無料照会の仕組みについて、水産庁を通じて平成30年12月27日付けの事務連絡により県に情報提供されているが、市町村漁港管理者への周知については、一部の農林事務所等が管内の市町村漁港管理者に情報提供を行っているのみであったことが考えられる。

このような状況を踏まえると、市町村漁港管理者まで情報共有を徹底することは、放置船の所有者の探索において、近傍の漁業者等への聴き取り及び漁船登録番号に

よる照会に加え、船舶番号又は船体識別番号による照会が積極的に実施されることにつながり、PB等においても所有者の確知が進むことが期待できる。

なお、水産庁マニュアルは、作成時期が平成28年度ということもあり、放置船の所有者の探索について、日本小型船舶検査機構に有料で船舶番号等を照会する方法についてのみ記載されており、漁港管理者が同マニュアルをみても無料で所有者情報を照会できることが分からない内容となっている。

本調査においても、当該水産庁マニュアルを知っていた漁業管理者が船舶番号等による照会には費用がかかるため実施していないとする例がみられた。

#### (4) 漁港管理者による放置船処理の状況

漁港管理者は、放置等禁止区域内の放置船の所有者が、法に基づく当該船舶の移転又は除却の命令に従わない場合、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行を講ずることとなる。

これに加え、法では、放置船の所有者必要な措置を講ずべき者を特定できず、命令を出すことができない場合、放置船対策に係る監督処分に実効性を持たせるため、簡易な手続で移動等ができる制度（簡易代執行制度）が設けられている（法第39条の2第4項から11項まで）。

また、水産庁マニュアルでは、放置船が所有者不明で、明らかに廃棄物に該当すると判断される場合は、舟艇等としてではなく、廃棄物として処理する方法が有効とされており、その際の廃棄物と判断する考え方について、参考例として図表2-18のとおり示されている。

なお、水産庁マニュアルが示す放置船の処理手順は、図表2-19から2-21のとおりである。

漁港管理者は、上記のいずれかの流れで放置船の処理手続を進め、最終的にはリサイクル処分又は廃棄物としての埋立処分（以下「埋立処分」という。）を行うことになる。

図表2-17 漁港漁場整備法の関連条文（抜粋）

<p>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号） （監督処分）</p> <p>第39条の2 漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>一 前条第1項又は第5項の規定に違反した者</p> <p>二 前条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により前条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>2 漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれ</p>
---

のある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。

- 3 第1項の規定による改築、移転、除却若しくは原状回復又は前項の規定による措置に要する費用は、当該命令を受けた者の負担とする。
- 4 第1項又は第2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、漁港管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 5 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- 6 漁港管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 7 漁港管理者は、第5項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 8 漁港管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 9 第7項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 10 第4項から第7項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第4項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。
- 11 第6項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第5項の規定により保管した工作物等（第7項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する漁港管理者に帰属する。

図表 2-18 廃棄物と判断する場合の考え方（水産庁マニュアル抜粋）

#### 4-4-4 廃棄物の判定

（略）

（参考）廃棄物と判断する場合の考え方

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のものをいう。」とされているが、一般に、当該物件が廃棄されたものかどうかの判断は、人が占有の意思を放棄し、かつ、その所持から離脱せしめたことが客観的に判断されるかどうかによって個別にされるものであり、漁港管理者においては概ね以下の基準に従って判断することが適当である。



なお、当該船舶・車両等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を求めることが望ましい。

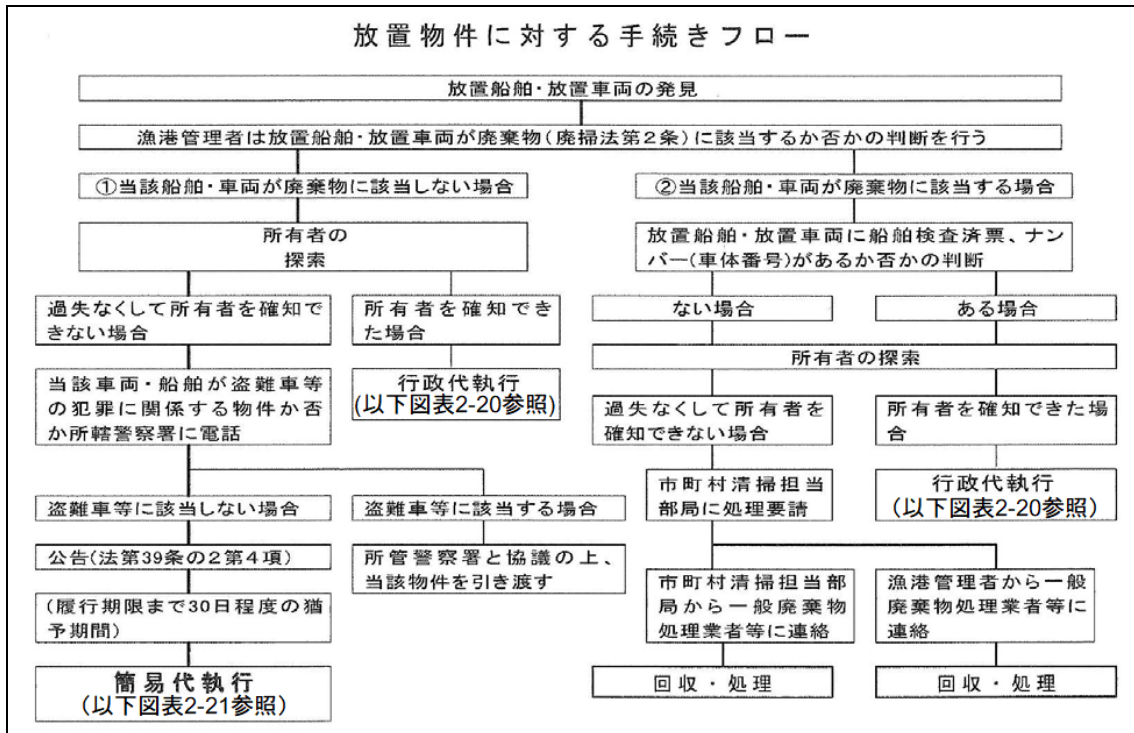
1. 船舶

廃棄船舶とは、再び船舶として用いられることがないと認められるものをいう。具体的には、船名が抹消されているもの、船舶検査済票、漁船登録番号が脱落しているもの、エンジンやアンカー等が破損、若しくは腐食し、または取り外されているもの、船体が朽廃しているもの、その他、係留索・錨・係留場所等の係留状況、船体・エンジン・属具等の保守、船内滞留水、ビルジ等の状況等を具体的に調査し、客観的に廃棄物の状態にあるものと判断されるもの等をいう。

(以下略)

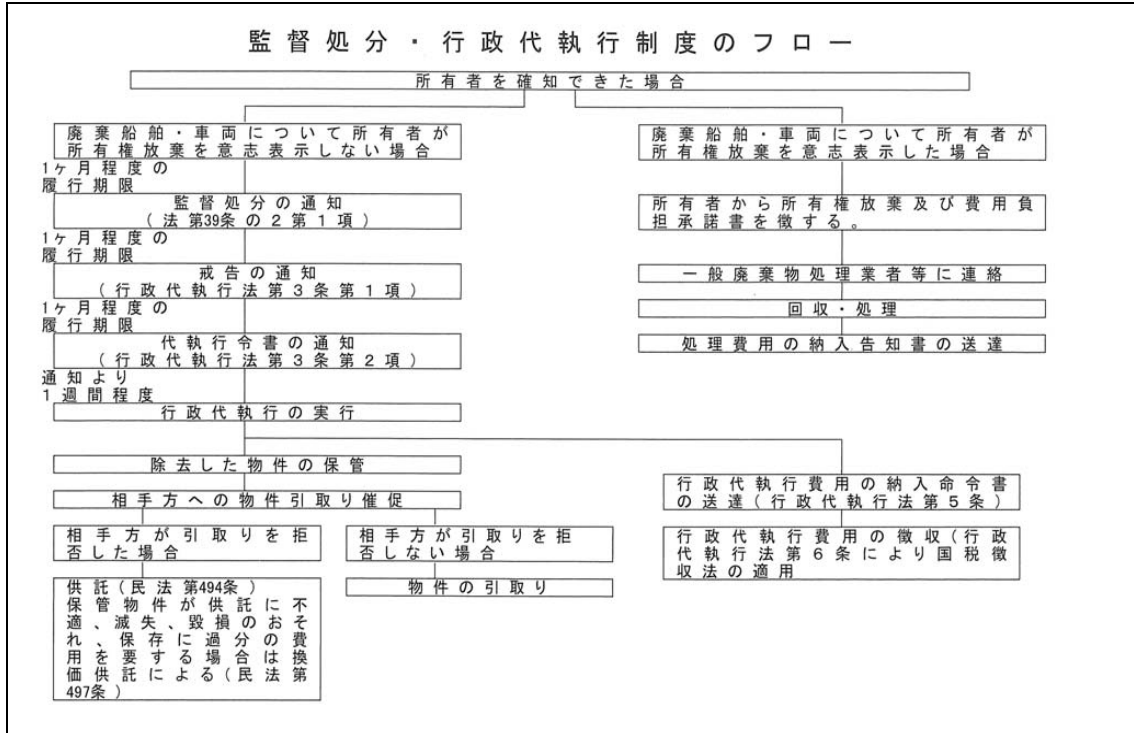
(注) 水産庁マニュアルによる。

図表 2-19 放置船の処理手順



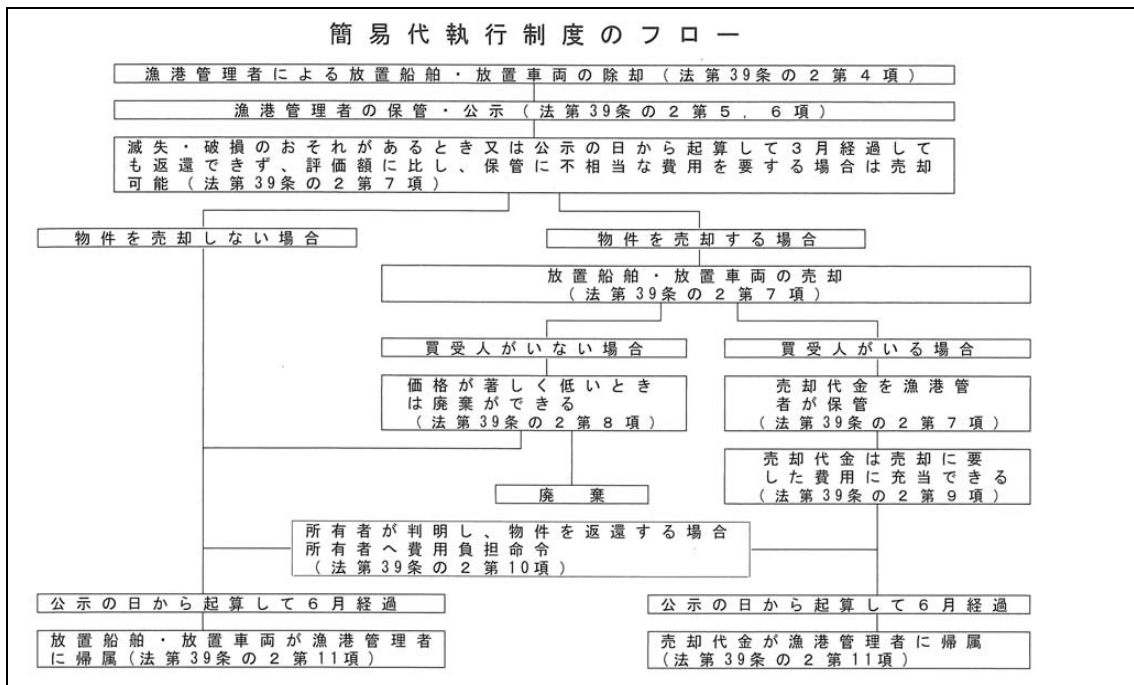
(注) 水産庁マニュアルに基づき、当事務所が作成した。

図表 2-20 行政代執行の手続フロー



(注) 水産庁マニュアルによる。

図表 2-21 簡易代執行の手続フロー



(注) 水産庁マニュアルによる。

## ア 漁港管理者が行う処分方法の種類

### (7) FRP 船リサイクルシステムを活用した処分

FRP 船リサイクルシステムとは、国内ボートメーカーなどの製造事業者等の団体である一般社団法人日本マリン事業協会が、拡大生産者責任を果たし循環型社会の形成を目指す必要性から、国土交通省のFRP 船リサイクルの調査研究・実証実験による指導の下に、主要製造事業者7社の川崎重工業株式会社、スズキ株式会社、トーハツ株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産マリーン株式会社、ヤマハ発動機株式会社及びヤンマー船用システム株式会社による「FRP 船リサイクルシステム」を構築し、平成17年11月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）の特例である環境省の広域認定を受け、地域限定で開始され、平成19年度から全国展開されたシステムである。

県内では、沖縄総合事務局（運輸部船舶船員課）が放置船対策やFRP 船リサイクルも含めた舟艇利用全体についての情報交換等を行うなど、FRP 船リサイクルの推進に向けた基礎情報の収集及び自治体等との連絡・調整を行っている。

当該システムによるリサイクル処分は、廃FRP 船を指定引取場所に収集、粗解体して金属等と分別した後、中間処理場でFRP 破材のシュレッター処理を行い、最終的にセメント焼成（マテリアルリサイクルとサーマルリサイクル）を行うスキームとなっている。通常、廃FRP 船の排出者は、「登録販売店」を経由して、FRP 船リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）に申し込みを行い、リサイクルセンターが指定した持込日又は引取日に指定引取場所へ排出者自身又は排出者が依頼した運送事業者等により搬入することとなる。

一方、自治体における排出処理について、リサイクルセンターでは、登録販売店への依頼とリサイクルセンターへの依頼（メールでの見積り可）のいずれかを選択できるとしている。

リサイクルセンターでは、船種及び船舶全長別のFRP 船のリサイクル料金並びに運搬料金参考例（引取前清掃場所から指定引取場所まで運搬する料金）を併せて設定しており、これらの金額等を記載した「FRP 船リサイクルシステムのご案内」チラシ（以下「料金チラシ」という。）を作成し、登録販売店や行政機関等の関係機関に配布している。

令和2年度の漁船のリサイクル料金と運搬料金参考例（一部抜粋）は、図表2-22のとおりであり、リサイクル料金は全国一律で、運搬料金は参考金額である。この他に、引取前清掃費、離島の場合は航送費等が加算されることがある。

リサイクル料金等の算定根拠となる船舶全長について、令和2年度の県放置船調査で把握された放置船の船舶全長ごとの割合は、図表2-23のとおりであり、全放置船の57.0%を占める「5～10m未満」の船舶1隻分のリサイクル料金及び運搬料金の合計は、86,400円から222,400円までとなっている。

なお、令和2年度の県放置船調査で把握された全放置船の94.1%がリサイクル処分可能なFRP船となっている（前述図表1-14）。

図表 2-22 漁船のリサイクル料金と運搬料金参考例

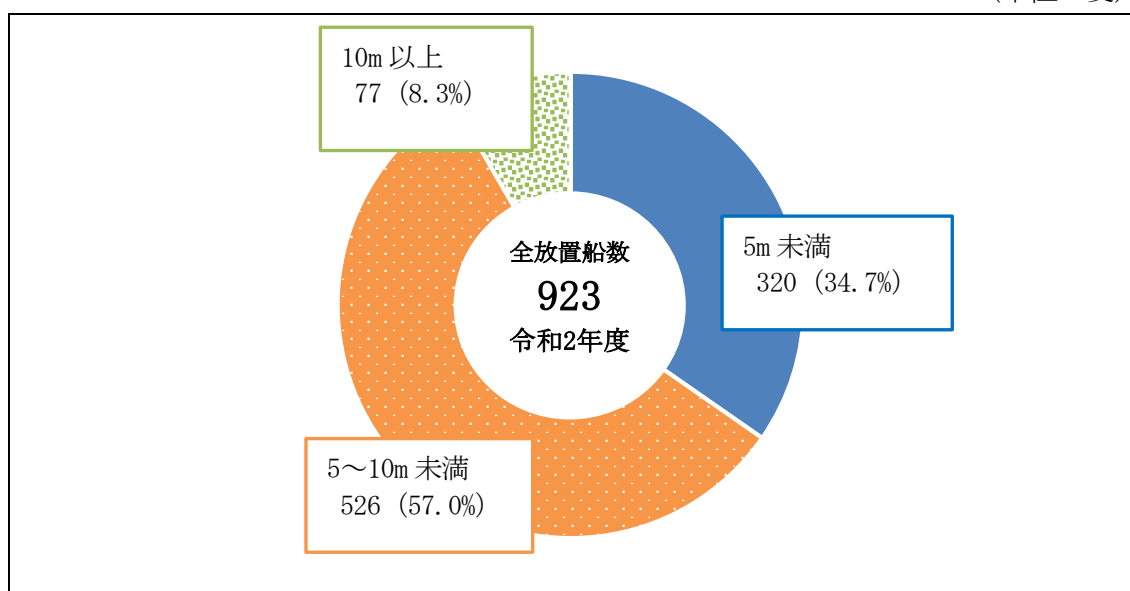
（単位：円/消費税別）

船舶全長	リサイクル料金 (全国一律)	運搬料金 (参考) (例：ユニック車、 艇幅 2.5m未満)	合計 (参考)
～4m 未満	38,500	21,600	60,100
4m 以上～5m 未満	51,300	21,600	72,900
5m 以上～6m 未満	64,800	21,600	86,400
6m 以上～7m 未満	81,900	30,900	112,800
7m 以上～8m 未満	105,000	32,700	137,700
8m 以上～9m 未満	135,300	43,800	179,100
9m 以上～10m 未満	172,200	50,200	222,400
10m 以上～11m 未満	215,100	別途協議	—
11m 以上～12m 未満	288,000	別途協議	—

(注) リサイクルセンター提供資料に基づき、当事務所が作成した。

図表 2-23 県内 86 漁港における放置船の船舶全長ごとの割合（令和2年度）

（単位：隻）



(注) 県及び市町村の提供資料に基づき、当事務所が作成した。

#### (イ) 廃棄物としての埋立処分

平成 19 年度に FRP 船リサイクルシステムが全国展開されるまで、個人がレジャーで使用する FRP 製の PB 等は、廃掃法では一般廃棄物に該当するものの、自家用自動車、ピアノ等と同様に大きさ及び処理の困難さ等の理由により自治体では処分することができず、産業廃棄物に該当する FRP 製の漁船等と同様に、限られた産業廃棄物処理事業者により、粉碎処理後に埋立てにより最終処分されているものがほとんどであった。

現在においても、リサイクル処分では航送費等が高額となるなど、リサイクル処分の方法を採りにくい地域においては埋立処分が行われている。

### イ 漁港管理者における放置船処理の実施状況等

#### (7) 県における放置船処理の実施状況等

県は、県処理要領第 3 条において、放置船等の除却処理は所有者による自主撤去を原則とし、過失がなく、所有者を確知できない場合は、漁港管理者の権限又は責務により除却処理を行うものとされ、同条第 2 項により農林事務所等の所長は、放置船等の除却処理方針を決定する場合、別に定める放置艇等処理方針協議会を開催して協議するものとされている。

また、県処理要領の運用では、放置船の処理について、放置船の所有者を確知できたときは、①行政指導（電話指導、訪問指導、文書指導）を行い、②行政指導に応じない場合には監督処分（行政処分）、③監督処分（行政処分）によっても所有者が除却処理しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは行政代執行を行うこととされている（図表 2-24 参照）。

一方、放置船の所有者を確知できないときで、当該放置船が廃棄物に該当する場合は県条例第 2 条の規定に基づく漁港管理者の一般的な管理権限等による除却処理、廃棄物に該当しない場合は法第 39 条の 2 第 4 項の規定に基づく簡易代執行により処理するものと規定されている（図表 2-24 参照）。

図表 2-24 放置艇等除却処理要領の運用についての関連規定（抜粋）

放置艇等除却処理要領の運用について（平成 27 年 5 月 25 日農港第 387 号沖縄県農林水産部漁港漁場課長通知、改正：平成 31 年 3 月 28 日農港第 1721 号）

#### 第 1 放置艇等除却処理の手続

1～5 （略）

#### 6 所有者を確知できた場合

第 1-5 で定める所有者等探索の結果、所有者等を確知することができたときは、

次の方法により処理するものとする。なお、所有者死亡で相続人を確知した場合、相続人が民法第 915 条の規定に基づく相続放棄をしていないときであっても、例外的に相続放棄が認められることがあるので、所有者等の確知に際し、判断が困難な事案の処理に当たっては、漁港漁場課長と協議するものとする。

(1) 行政指導

所長は、所有者等が自主的に移動、撤去等を行うよう行政指導するとともに、その旨を記録簿に記録するものとする。

ア 電話指導

イ 訪問指導（自宅、職場等）

ウ 文書指導（勧告（第 7 号様式）、警告（第 9 号様式））

(2) 監督処分（行政処分）

所長は、所有者等が前号の行政指導に応じない場合、次に掲げる違反区分に従い、当該放置艇等を除却処理するよう文書（第 11 号様式）により命ずるものとする。なお、当該監督処分をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 2 号又は沖縄県行政手続条例（平成 7 年条例第 28 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定に基づき所有者等に弁明の機会を付与（弁明書の提出）しなければならない。

ア 法第 39 条の 2

(ア) 法第 39 条第 1 項 水域及び公共空地における無許可の汚物放棄及び土地の一部占用

(イ) 法第 39 条第 5 項 放置等禁止区域における放置禁止物件の放置（区域及び物件の指定が必要）

イ 条例第 17 条

(ア) 条例第 10 条第 1 項 漁港施設（水域施設を除く。）の無許可占用

(イ) 条例第 11 条第 1 項 放置等禁止区域の指定施設の無許可使用及び漁港施設の無許可の目的外使用並びに条例第 12 条で定めるところによる第 11 条第 1 項違反

(3) 行政代執行

監督処分（行政処分）によっても所有者等が除却処理しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、漁港管理者は、自ら所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる（行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条）。なお、代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により所有者等から徴収することができる（同法第 6 条第 1 項）。

ア 代執行の要件

代執行に当たっては、次の要件をいずれも満たすことが必要である。

(ア) 義務の不履行

法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。）により直接に命ぜられ、又は法律に基づき行政庁により命ぜられた義務の不履行があること。

法及び条例に基づく監督処分（放置艇等の除却命令）について義務を履行していないこと。

(イ) 他の手段による履行の確保が困難であるとき

他の手段とは、自発的な義務履行を求める勧告、説得等の行政指導、所有者等の義務の履行を容易にするための便宜の提供による方法である。

(ウ) 義務の不履行を放置することが著しく公益に反するとき

漁港において「著しく公益に反する」とは、「漁港の機能を著しく妨げ又はそのおそれのあるもの」をいう。例えば、沈没した船舶等が漁港内を航行する船舶に衝突の危険を与えるような状況等をいう。

(略)

7 所有者等を確知できない場合

所長は、第 1-5 で定める探索の結果、所有者等を確知することができないときは、次の方法により処理するものとする。

(1) 廃棄物に該当する場合

廃棄物と認定された放置艇等は、条例第 2 条の規定に基づく漁港管理者の一般的な管理権限により除却処理するものとする。

ア 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不用品となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形状、取引価格の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされている。なお、当該船舶、車両等の価額の評価に当たっては、専門的知識を有する者の意見を求めることが望ましい。

イ 廃棄船舶の基準

次の項目を調査のうえ、客観的に廃棄物の状態にあると判断される船舶をいう。

(ア) 船名が抹消されているもの

(イ) 船舶検査済票及び漁船登録番号が脱落しているもの

(ウ) エンジン、アンカー等が破損、腐食、又は取り外されているもの

(エ) 船体が朽廃しているもの

(オ) 係留索・錨・係留場所等の係留状況、船体・エンジン・属具等の保守、船内滞留水、ビルジ等の状況等

(2) 廃棄物に該当しない場合

法第 39 条の 2 第 4 項の規定に基づく簡易代執行により処理するものとする。ただし、法第 39 条第 5 項の規定に基づく放置等禁止区域及び放置禁止物件の指定がなされていないなければならない。

(注) 県提供資料に基づき、当事務所が作成した。

県における放置船処理の状況を調査したところ、県では、図表 2-25 のとおり、県計画の期間（平成 27 年度から令和元年度まで）に合計 40 隻の放置船をリサイクル処分又は埋立処分のいずれかの方法で処分しており、離島地域では、処分実績のある 6 離島のうち 5 離島において、埋立処分を実施している実態がみられた。

また、県では、県計画策定時に所有者不明等であった 146 隻の放置船のうち、県による処分とは別に、特定できた所有者に対する放置船への勧告書又は警告書の貼付などの行政指導を実施することで 68 隻が自主撤去され、県が処分した放置船との合計は 108 隻であった。

県では、県による処分について、リサイクル処分及び埋立処分のいずれも県条例第 2 条の規定に基づく漁港管理者の一般的な管理権限等として除却処理しており、行政代執行及び簡易代執行については、要件の該当性の判断が難しいことから、これまで実施したことはないとしている。

図表 2-25 県計画期間における放置船の処分数の推移

(単位：隻)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	計
県処分数	22(14)	15(11)	3(0)	0(0)	0(0)	40(25)
自主撤去数	15	2	24	15	12	68
合計	37	17	27	15	12	108
(参考) 計画数	15	32	33	33	33	146

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 県処分数には、県が処分（リサイクル処分又は埋立処分）した放置船数を計上した。括弧内の数は、そのうちリサイクル処分した放置船数である。

3 自主撤去数には、所有者が自主撤去した放置船数を計上した。

4 計画数の合計は、県計画において処理の対象とした平成 27 年度県放置船調査における所有者不明等の放置船数である。

農林事務所等では、放置船処理の手続を県処理要領の運用に基づき実施しており、一部の農林事務所等においては、廃棄物に該当するか否かを判断するため放



置船の財産価値の評価に当たり専門的知識を有する者に査定を依頼した例（前述図表 2-9）や処分を検討している放置船について県処理要領及び県処理要領の運用（いずれも改正前）に規定する要件に合致しているか容易に判断できるよう整理した「放置艇等調査票」を放置艇等処理方針協議会に資料として提示し、協議している例がみられた（図表 2-26 参照）。

なお、長期間使用されていない船舶の財産価値について、当事務所が登録販売店に確認したところ、船舶の状態にもよるが 1 年以上全く使用されずに放置されたものは、部品等の交換が必要であり、再度使用できる状態にするためには相当程度の費用がかかるとしている。

**図表 2-26 放置艇等調査票を活用している例**

【事例 放置艇等調査票の活用】〈E 漁港管理者（以下「E」という。）〉	
1	<p>放置船の所有者に対する措置内容及び折衝等の経過</p> <p>E では、県処理要領の運用に基づき、記録簿に放置船の状況、所有者探索の結果、措置内容及び折衝経過等を随時記録することとしている。</p> <p>E が平成 29 年 11 月に処分した所有者不明船（重量：5.31t、長さ：12m、幅：2.3m）の処分に至るまでの措置内容及び折衝経過等は次のとおりであった。</p> <p>（措置内容及び折衝等の経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成 22 年 10 月 船舶の使用状況を調査</li> <li>② 23 年 2 月 勧告書を貼付</li> <li>③ 同年 4 月 現在の所有者情報の聴き取り調査</li> <li>④ 24 年 6 月 現況調査</li> <li>⑤ 同年 7 月 漁協及び自治体へ所有者に関する聴き取り調査（所有者不明）</li> <li>⑥ 25 年 6 月 現況調査</li> <li>⑦ 26 年 5 月 現況調査</li> <li>⑧ 27 年 5 月 現況調査</li> <li>⑨ 29 年 1 月 現況調査</li> <li>⑩ 同年 9 月 勧告書を貼付</li> <li>⑪ 同月 警告書を貼付</li> <li>⑫ 同年 11 月 船体を処分</li> </ul>
2	<p>放置艇等処理方針協議会における協議</p> <p>E では、調査や巡回時に把握した情報を記録簿に記録し、県処理要領及び県処理要領の運用で規定された基準に該当した放置船につき、放置艇等調査票（案）を作成し、放置艇等処理方針協議会に諮り協議した上で、処分の可否を決定することとしている。</p>

本放置船の処理方針決定に係る放置艇等処理方針協議会は、平成29年10月に開催されており、Eでは、同協議会に、記録簿及び放置艇等調査票（案）を資料として提示している。

放置艇等調査票は、放置船等や廃棄船舶と判断する根拠について、県処理要領及び県処理要領の運用（いずれも改正前）の条文に合致しているかどうかを明確にするチェックリストとしてEが独自に作成している資料である。

図表① 放置艇等調査票に記載されたチェックリスト

<放置艇等の理由>

No	調査項目	該当	該当する理由
1	漁港区域内において放置が疑われるもの	<input type="checkbox"/>	
2	漁港の機能を著しく妨げ又はそのおそれのあるもの	<input type="checkbox"/>	
3	漁港漁場整備計画等の遂行を著しく阻害し又はそのおそれのあるもの	<input type="checkbox"/>	
4	漁港利用上、工作物等へ損害を与えるおそれがあるもの	<input type="checkbox"/>	
5	著しく美観を損ない水域及び公共空地の環境保全を図る上で支障を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの	<input type="checkbox"/>	
6	その他漁港管理者が特に必要と認めるもの	<input type="checkbox"/>	

<廃棄船艇とする理由>

No	調査項目	該当	該当する理由
1	船名が抹消されている	<input type="checkbox"/>	
2	船舶検査済票、漁船登録番号が脱落しているもの	<input type="checkbox"/>	
3	エンジンやアンカー等が破損、腐食、又は取り外されているもの	<input type="checkbox"/>	
4	船体が朽廃しているもの	<input type="checkbox"/>	
5	係留索・錨・係留場所等の係留状況、船体・エンジン・属具等の保守、船内滞留水、ビルジ等の状況等	<input type="checkbox"/>	

3 放置船の処分

放置艇等処理方針協議会における協議を踏まえ、Eでは、処分することを決定した放置船を埋立処分することとしている。これは、当該地域（離島）内で埋立処分が可能である一方、リサイクル処分を行った場合、本島への航送費が高額になり現実的でない事を理由としており、本放置船を処分した時の費用は次のとおりである。

図表② 放置船の処分委託料（埋立処分）

重量	全長	幅	処分費	積込運搬費	消費税	合計
5.31t	12m	2.3m	345,150 円	296,000 円	51,292 円	692,442 円

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 「図表① 放置艇等調査票に記載されたチェックリスト」は、放置艇等調査票に基づき当事務所が作成した。

3 「図表② 放置船の処分委託料（埋立処分）」について、積込運搬費はクレーンや油圧ショベルなど重機の使用料及び収集運搬費である。また、本表の費用に諸経費は含まれない。

#### (イ) 市町村漁港管理者における放置船処理の実施状況等

24 市町村漁港管理者における放置船処分の実施状況を調査したところ、平成 28 年度以降に放置船の処分実績（市町村と漁協との取決めに基づく漁協による処分も含む。）があるところは 4 市町村漁港管理者であり、処分数の合計は 15 隻であった（図表 2-27 参照）。

図表 2-27 4 市町村漁港管理者における放置船の処分数の推移

(単位：隻)

区分	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	合計
処分数	5(0)	2(0)	3(3)	5(0)	15(3)
うち本島漁港	0(0)	2(0)	3(3)	0(0)	5(3)
うち離島漁港	5(0)	0(0)	0(0)	5(0)	10(0)

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 処分数の括弧内の数は、放置船の処分数のうちリサイクル処分した放置船数である。

また、24 市町村漁港管理者における放置船数の推移を処分実績の有無で区分してみると、処分実績がある市町村漁港管理者では減少傾向、処分実績がない市町村漁港管理者では緩やかな増加傾向がみられた（図表 2-28 参照）。

図表 2-28 24 市町村漁港管理者における放置船数の推移（放置船の処分実績の有無別）

（単位：隻）

区分	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度
処分実績あり 4 市町村漁港管理者	41	26	28	20	16
処分実績なし 20 市町村漁港管理者	339	345	324	341	366

（注）1 当事務所の調査結果による。

2 本表は、区分に該当する市町村漁港管理者が管理する漁港にあった放置船の合計を年度別に計上している。

放置船の処分実績がある市町村漁港管理者では、放置船に警告書を 3 か月程度貼付し、所有者による移動等を促した後に漁港管理の一環としてリサイクル処分した例（図表 2-29 参照）や放置船処分時に、所有者の負担を軽減するため重機を無償で使用させ、処分費のみで処分できるようにし、放置船の自主撤去につなげている例（前述図表 2-12）がみられた。

また、放置船の処分実績はないものの、漁港及び港湾における放置船等の処理方針を協議することを目的に放置艇等処理方針協議会を市町村漁港管理者が設置している例もみられた（図表 2-30 参照）。

図表 2-29 市町村漁港管理者による放置船処分の例

【事例 放置船の処理手順】〈F 漁港管理者（以下「F」という。）〉
<p>1 放置船を把握した経緯</p> <p>F は、平成 28 年度頃に、長期間に渡り放置され内部にゴミが堆積した放置船と思われる船舶があると漁業者から連絡を受けたことを契機として、管理漁港内に放置船が 3 隻あることを把握した。</p>
<p>2 放置船の所有者の探索</p> <p>F では、漁協に対して放置船 3 隻の所有者を把握しているか照会したが、所有者情報は得られなかった。放置船 3 隻のうち 1 隻は漁船登録番号があったことから、県に登録情報を照会したが所有者情報は判明せず、残り 2 隻は漁船登録番号や船舶番号がなか</p>

ったことから、県や日本小型船舶検査機構に所有者情報を照会できず、所有者の情報を把握できなかった。

### 3 Fによる放置船の処分

Fでは、船体の損壊が著しく船体内部にゴミが堆積しており、エンジン等もなく財産価値がないと考えられたこと、また、上記2のとおり放置船の所有者を探索できなかったため、放置船に警告書を3か月程度貼付することで所有者による移動等を促したが、期限が経過しても所有者からの申し出等がなかったことから、当該放置船を廃棄物と判断し、漁港管理の一環として処分することとした。

#### ★写真（放置船の外観）★



Fでは、放置船の種類がFRP船であったことから、放置船の処分方法について県に相談したところ、FRP船リサイクルセンターを介したFRP船リサイクルシステムの紹介を受けたことから、同スキームを活用し、平成30年度に放置船3隻をリサイクル処分した。その料金内訳は、以下のとおりである。

表 放置船3隻のFRP船リサイクルシステムを活用したリサイクル処分費

種類	リサイクル料金	運搬費	合計
和船 (5.8m)	58,000円	12,100円	70,100円
和船 (4.5m)	46,700円	12,100円	58,800円
オープンボート (4.7m)	46,700円	16,700円	63,400円
		総計	192,300円

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 事例写真は、Fから提供されたもの。

3 表の3隻のリサイクル処分費について、3隻いずれも引取前清掃料は0円であった。

図表 2-30 放置艇等処理方針協議会を設置した例

【事例 放置艇等処理方針協議会の設置】〈G 漁港管理者（以下「G」という。）〉
<p>1 放置艇等処理方針協議会を設置した経緯等</p> <p>漁協組合長から遊漁船及び漁船の放置について相談を受けたGは、「G 放置艇等処理方針協議会設置要綱」（平成 27 年 9 月 1 日施行）を策定した。これは、G の関係部署と漁協組合長等からなる放置艇等処理方針協議会の設置を規定するものであり、管理漁港の機能及び安全の確保、景観の改善など港湾及び漁港の環境の向上と適正管理に加えて放置船等の処理方針を協議することを目的としている。</p> <p>2 放置艇等処理方針協議会の開催状況</p> <p>G では、これまで放置艇等処理方針協議会を平成 28 年 4 月、30 年 8 月及び 31 年 1 月の計 3 回開催し、G 管理漁港における放置船の現状報告、県における放置船対策の取組状況などの報告、放置船を処理するための処理要綱の策定に係る検討や放置船の処理方針の協議が行われている。</p> <p>これまでの協議を踏まえ G では、平成 30 年度から放置船に対し首長と漁協組合長連名の「移動願」を貼付するとともに、所有者を確知した場合は同じく連名の「漁港港湾内に置かれた漁船及びプレジャーボートの移動協力について」を所有者に送付し、移動等を要請している。</p>
<p>図表 移動願（抜粋）</p> <div data-bbox="480 1258 1147 1693" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 24px; color: red; font-weight: bold;">移 動 願</p> <p>この漁船・プレジャーボートは、漁港機能の妨げになっていますので、移動して頂くようお願いします。</p> <p style="font-size: 10px;">お気づきの点や、ご不明な点等ございましたら担当までご一報ください。</p> <p style="font-size: 10px;">平成 31 年 3 月 1 1 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 150px; height: 20px; background-color: black;"></div> <div style="width: 150px; height: 20px; background-color: black;"></div> </div> </div>

(注) 当事務所の調査結果による。

一方、放置船の処分実績がない市町村漁港管理者からは、「放置等禁止区域を指定し、法に則って処理したい」、「所有者の財産権を侵害するおそれがあるため、基準や手続などを条例で定めた上で根拠をもって処理したい」、「本来所有者負担が原

則である処分費用を行政が負担することの判断を迷っている」などとの意見が聴かれた。

また、25 漁港管理者のうち 13 市町村漁港管理者が、放置船対策を進める上でのあい路として、「自治体による処分費用（運搬費、リサイクル料等）の確保が困難」を挙げている（後述図表 2-32）。

このことについて、今回調査した市町村漁港管理者の中には、処分費用について、産業廃棄物処理事業者に概算を確認したのみで、リサイクル処分に係る費用よりもはるかに高額な処分費用を想定しているところ（沖縄本島の市町村漁港管理者）があり、具体的な処分費用が分からないことが市町村漁港管理者による処分実績が少なくなっている要因の一つとして考えられる。

そこで、24 市町村漁港管理者に対して、放置船の処分方法の一つであるリサイクル処分の認知状況を調査したところ、料金チラシを見たことがあると回答したのは 7 市町村漁港管理者（約 3 割）、リサイクルセンターにメールで見積りができることを認知していたのは 4 市町村漁港管理者（約 2 割）で、上記で「自治体による処分費用（運搬費、リサイクル料等）の確保が困難」を挙げた 13 市町村漁港管理者のうち、リサイクル処分では航送費が高額になると考えられる離島漁港を管理する市町村漁港管理者を除いた 6 市町村漁港管理者において、料金チラシ及びメールによる見積りのいずれも認知していたのは 2 市町村漁港管理者であった。

以上のことから、市町村漁港管理者は、放置船の処分において、料金チラシに記載された処分費用及びメールによる見積結果を活用していくことで、具体的な処分費用を踏まえた検討が可能になるものと思料される。

次に、あい路として多く挙げられたのが、「自治体による処分の前例を作ることによって更なる放置を誘発する懸念」（12 漁港管理者。県及び 11 市町村漁港管理者）である（後述図表 2-32）。

そこで、処分実績がある 4 市町村漁港管理者が管理する漁港における新規船数（前年度の調査日以降に新たに放置された放置船数）をみると、図表 2-31 のとおり、処分時以降の新規船数の合計が一番多い漁港管理者で 4 隻、これ以外の 3 漁港管理者では 2 隻以下であり、漁港管理者による処分が更なる放置船の増加を誘発させていると考えられる状況はみられなかった。

ただ、当該 4 漁港管理者の中には、漁業者等への意識啓発、監視カメラの設置等の未然防止に係る取組を実施しているところもあり、このことが新規船数の抑制につながっている可能性も考えられる。

図表 2-31 処分実績がある市町村漁港管理者における新規船数の推移

(単位：隻)

市町村漁港 管理者	処分時期	平成 29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	処分時以降の 新規船数の合計
a	平成 25 年度以降 継続的に処分	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	4
b	29 年度	0	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	2
c	30 年度	0	3	<u>0</u>	<u>0</u>	0
d	令和元年度	0	1	0	<u>1</u>	1

(注) 1 市町村提供資料に基づき、当事務所が作成した。

2 下線は、処分時以降の新規船数に付している。

3 処分時以降の新規船数の合計は、各市町村漁港管理者における下線を付した数値の総数である。

4 市町村漁港管理者 a の処分時以降の新規船数の合計の数は、平成 29 年度から令和 2 年度までの総数である。

なお、市町村漁港管理者における放置船の処分については、漁港管理条例に基づく漁港管理者の一般的な管理権限により除却処理したもの（市町村と漁協の取決めにより漁協が処分したものを含む。）であり、県と同様に行政代執行又は簡易代執行による処理を実施しているところはなく、このことについて、「簡易代執行は、時間や手間がかかる割に費用の回収ができない」、「行政代執行の要件（不履行を放置することが著しく公益に反する。）を満たすケースが少ない」とのあい路を挙げている市町村漁港管理者がみられた（後述図表 2-32）。



(5) 放置船対策を進める上でのあい路及び意見・要望

ア 放置船対策を進める上でのあい路及び課題

(7) 放置船対策を進める上でのあい路

25 漁港管理者に対して、放置船対策を進める上でのあい路を調査したところ、図表 2-32 のとおり、「自治体による処分費用（運搬費、リサイクル料等）の確保が困難」が 13 漁港管理者（約 5 割）と最も多く、続いて「財産権を侵害するおそれがあるため、廃棄物の判定が困難」及び「自治体による処分の前例を作ることで更なる放置を誘発する懸念」がいずれも 12 漁港管理者、「所有者探索及び所有者が死亡している場合の遺産相続人探索が困難」及び「所有者のモラルの欠如」がいずれも 11 漁港管理者であった。

図表 2-32 25 漁港管理者における放置船対策を進める上でのあい路（最大 6 つまで回答）

（単位：漁港管理者）

区分	漁港管理者数
自治体による処分費用（運搬費、リサイクル料等）の確保が困難	13
財産権を侵害するおそれがあるため、廃棄物の判定が困難	12
自治体による処分の前例を作ることで更なる放置を誘発する懸念	12
所有者探索及び所有者が死亡している場合の遺産相続人探索が困難	11
所有者のモラルの欠如	11
国の支援事業（放置船処理、収容施設拡大等に対する補助）を活用したいが情報が無い	10
簡易代執行は、時間や手間がかかる割に費用の回収ができない	8
行政代執行の要件（不履行を放置することが著しく公益に反する）を満たすケースが少ない	4
担当職員が少ないため、パトロール等が定期的に行えない、撤去指導が頻繁に行えない	4
漁港における PB 等の収容施設の整備に係る予算の確保が困難	3
放置等禁止区域を指定したいが、PB 等の係留箇所確保が困難等	3
他の漁港管理者の取組事例等を情報共有できる機会が少ない	3
国の支援事業を活用したいが、要件が厳しい等活用できない	2

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 本表の区分は、実際の調査表に記載されたものを簡略化して記載している。

(イ) 離島における放置船処理の課題

当事務所において、本島漁港（46 漁港）及び離島漁港（40 漁港）における 1 漁港当たりの放置船数を調査したところ、本島漁港に比べて、離島漁港で放置船が多

い傾向がみられた。(前述 1(3)ウ(ア))

これは、離島漁港に係留等されている船舶を処分する場合に、リサイクル処分であれば沖縄本島内に 1 か所ある指定引取場所に船舶を運ぶ必要があり、埋立処分であっても島内で埋立処分ができない多くの離島では、沖縄本島又は埋立処分が可能な離島に船舶を運ぶ必要があることから、多くの離島においていずれの処分方法を採用しても、高額な航送費が発生し、本島漁港よりも処分に係る費用が高額になることが要因の一つとして考えられる。

また、離島漁港を管理している 12 漁港管理者のうち、8 漁港管理者が放置船の発生原因として「FRP 船の指定引取場所（沖縄本島内 1 か所）までの航送費が高額」を挙げている。

これらのことを踏まえ、当事務所において、離島と沖縄本島におけるリサイクル処分に係る費用を比較するために、リサイクルセンターに見積りを依頼したところ、図表 2-33 の No.1 及び 2 のとおり、那覇市から約 100 km 離れた久米島町に所在する漁港に係留等されている放置船のリサイクル処分に係る費用は、那覇市に所在する漁港に係留等されている放置船の処分に係る費用と比べて 2.5 倍以上の差があることが確認できた。また、図表 2-33 の No.3 は、那覇市から約 60km 離れた渡名喜村に所在する漁港に係留等されている放置船を県が実際にリサイクル処分した際の費用であるが、那覇市に所在する漁港に係留等されている放置船の処分に係る費用と比べて 1.5 倍以上の差があることが確認できた。

なお、距離が離れるほどフェリー代は高額になるので、那覇市から約 400 km 離れた石垣市の場合は、久米島町の場合よりも高額になるとのことであった。

図表 2-33 FRP 船リサイクルシステムを活用したリサイクル処分費の比較

(単位：m、円)

No.	市町村名	船種	全長	リサイクル料金	運搬料金	消費税	合計	備考
1	久米島町	漁船	5.0	64,800	162,924	22,772	250,496	試算
2	那覇市	漁船	5.0	64,800	21,600	8,640	95,040	試算
3	渡名喜村	和船	4.8	43,000	106,540	税込	149,540	実績

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 リサイクル料金及び運搬料金以外の引取前清掃の料金については、放置船ごとに状況が異なるため、本表には計上していない。

さらに、一部の漁港管理者からは、地域独自の事情として、島内に産業廃棄物処理事業者が 1 事業者しかないことなどから日程調整に苦慮しているの離島における処分事例（埋立処分を含む。）に関する情報を提供してほしいとの意見も聴かれた。

なお、今回の調査で把握した宮古・八重山地域における放置船の埋立処分にかかった実際の費用は、図表 2-34 のとおりである。

図表 2-34 宮古・八重山地域における埋立処分の費用

(単位：m、t、円)

No.	材質	全長	重量	処分費用 (税込)
1	FRP	12	5.3	692,442
2	FRP	8	2	629,921
3	FRP	7	2.3	266,490

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 No.2 の処分費用には、同地域内（離島から離島）での航送費が含まれる。

3 複数の船舶を併せて処分している場合、1 隻当たりの諸経費を算出できないため、処分費用に諸経費は含めていない。

上記漁港管理者からの意見に加え、今回調査した登録販売店等の関連事業者からは、次のとおり離島を多く抱える本県特有の課題が聴かれた。

- ・ 廃掃法において広域認定に参画している事業者以外の者が、離島に係留等されている船舶を運搬しやすいように切断等してしまうとリサイクル処分の対象ではなくなるため、放置船を原型のまま指定引取場所まで運ぶこととした場合、航送費が高額となってしまう。
- ・ 広域認定に参画している事業者が現地で放置船を切断する場合でも、航送費を抑えるために運びやすい大きさまで破碎するのであれば、現地で大規模な作業を行う必要があるため、離島内で埋立処分を行った方が安価な費用となる。
- ・ 放置船の処理を進めていくためには、地域の実情に合わせて、リサイクル処分と埋立処分を使い分けるような方法を県全体で考えていかなければならない。

## イ 放置船対策に係る意見・要望

25 漁港管理者に対して、放置船対策に係る意見・要望を調査したところ、図表 2-35 のとおり、漁港管理者が所有者不明船を処分する際の費用の補助や行政代執行及び簡易代執行以外の手順による放置船の処分方法に係るマニュアル策定等を求める要望がみられた。

このほか、「活用できる国や県の支援事業があれば、所有者不明船の処分を進めたい」との意見が聴かれ、放置船対策を進める上でのあい路においても、10 漁港管理者が「国の支援事業（放置船処理、収容施設拡大等に対する補助）を活用したいが情報が無い」を挙げる（前述図表 2-32）など支援事業の情報<sup>(注)</sup>を求める漁港管理者がみ

られた。

なお、25 漁港管理者に対して、水産庁マニュアルの認知状況を調査したところ、認知していたところは10 漁港管理者（4割）であった。

（注）水産庁では、漁港の区域内又は周辺水域等に係留されている放置船を適切に収容し、漁船等との利用調整を図るための廃船処理や施設整備等への助成を行う「産地水産業強化支援事業（強い水産業づくり交付金）」のほか、効用の低下している漁場の環境改善を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業への助成を行う「水産物供給基盤整備事業（水域環境保全創造事業）」等の支援事業を行っている。

図表 2-35 放置船対策に係る意見・要望

区分	意見・要望
費用助成	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 漁港管理者が所有者不明船を処分する際の費用を補助してもらいたい。</li><li>・ 所有者による廃船処理を進めるためのFRP 船リサイクルに係る航送費や処分費用を補助してもらいたい。</li><li>・ 活用できる国や県の支援事業があれば、所有者不明船の処分を進めたい。</li></ul>
情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政代執行や簡易代執行は小規模な漁港管理者が行うには手続等のハードルが高いため、国や県は、これら以外の手段による処分方法に係るマニュアルを策定してもらいたい。</li><li>・ 水産庁には、小規模漁港における放置船対策に係る取組をもっと提供してもらいたい。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 無秩序な船舶の係留・保管を惹起しないよう、自動車を購入する際の車庫証明のように保管場所を確保した者に対して船舶の購入を認めるような制度を設立してもらいたい。</li><li>・ 所有者が撤去等の指導に応じない場合は放置船の処理が進まないため、法に強制力を持たせてもらいたい。</li></ul>

（注）当事務所の調査結果による。

## (6) まとめ

漁港管理者における放置船処理に向けた対応状況をみると、漁港管理者による処分実績があるのは2割（25 漁港管理者のうち5 漁港管理者）であり、自主撤去に向けた行政指導においては勧告書等の貼付及び口頭指導等いずれも実施、勧告書等の貼付又は口頭指導等のみ実施など、漁港管理者によってその取組には差異がみられた。

自主撤去に向けた行政指導について、令和元年度に把握された放置船のうち翌年度までに自主撤去された放置船の割合（自主撤去率）との関係性をみると、行政指導を実施

していない漁港管理者に比べ、実施している漁港管理者が管理する漁港における自主撤去率が高くなっており、その取組には一定の効果が期待できる（前述図表 2-14 参照）。

ただ、漁港管理者によって、体制（人員、予算等）、管理漁港数、規模等が様々であり、また、財産権の侵害とならないように基準や手続などを条例等で定めた上で根拠を持って放置船処理を進めていきたいとの意見が聴かれるなど放置船処理に対する考え方も多様であることから、各漁港管理者がそれぞれの実態に応じて対応せざるを得ない状況である。

こうした中、今回調査した漁港管理者から、情報共有したいが機会がない、他の漁港管理者が行っている取組を知りたいといった意見が聴かれ、放置船対策に取り組むに当たり、漁港管理者が情報を求めている状況がみられたことを踏まえ、当事務所では、漁港管理者間の情報共有の観点から本調査において把握した放置船処理に係る取組内容等を整理した。

ところで、漁港管理者が行政指導等を行い所有者による自主撤去を求めていくためには、放置船の所有者を確知していく必要があるが、市町村漁港管理者における所有者の探索方法は、近傍の漁業者等へ聴き取り及び漁船登録番号による照会が中心であり、船舶番号又は船体識別番号による照会が可能な場合であっても必ずしも実施されておらず、市町村管理 59 漁港に係留等されている PB 等の放置船の 82.1%が所有者不明で、県に比べて所有者の確知率が低調となっている。これは、PB 等の所有者を探索する方法として、平成 31 年度から船舶番号又は船体識別番号による所有者情報の無料照会の仕組みが新たに設けられ、利便性の向上が図られているものの、市町村漁港管理者まで十分な情報共有が図られておらず、このことを認知していたのは約 2 割（24 市町村漁港管理者のうち 5 市町村漁港管理者）であったことが要因の一つと考えられる。

他方、手を尽くして探索を行っても所有者が確知できない放置船については、漁港管理者による処分が考えられるところ、市町村漁港管理者では、放置船の処分に係るあい路として処分費用の確保が難しいことを挙げているところが最も多く、約 5 割（24 市町村漁港管理者のうち 13 市町村漁港管理者）であった。このうち、リサイクル処分に係る費用をリサイクルセンターにメールで見積りができること及び料金チラシのいずれも認知していたのは 2 市町村漁港管理者であり、一部の市町村漁港管理者では、産業廃棄物処理事業者に概算を確認したのみで、リサイクル処分に係る費用よりもはるかに高額な処分費用を想定しているところ（沖縄本島の市町村漁港管理者）もみられた。

これらのことから、本調査の結果が情報共有され、また漁港管理者間での情報共有が一層図られることにより、放置船の所有者の確知が進むことや必要な情報を踏まえた処分に係る検討が可能になるものと期待される。

### 3 放置船の未然防止に係る取組状況等

放置船は、船揚場への放置による漁業活動への妨げ、台風等の災害時に船体の流出や破損物が飛散することによる漁港管理施設の損傷、ごみの不法投棄を誘発する等周辺環境や景観の悪化など様々な面で漁港管理上の支障を引き起こすものであることから、漁港管理者における放置船の未然防止に向けた具体的な取組の推進が求められている。

#### (1) 漁港管理者における放置船の未然防止に係る取組状況及び有効と考えられる対策

放置船の発生を防ぐためには、放置禁止を警告する看板や監視カメラの設置、船舶所有者の意識啓発を図ること等が対策として考えられ、また、漁港管理者による漁港の定期巡回等により放置船や放置船になるおそれのある船舶を早期発見して速やかに自主撤去を促すほか、放置等禁止区域を指定（放置等禁止区域の指定手続等については、前述2(2)ア及びイ）して違反行為を明確化し、罰金刑を明示するといった対策も有効と考えられる。

##### ア 放置船の未然防止に係る取組状況

25 漁港管理者に対して、放置船の未然防止に係る取組状況を調査したところ、図表3-1のとおり、「巡回・パトロール」を実施しているところが19漁港管理者（約8割）と最も多く、続いてポスター等による「漁業者等への意識啓発」が8漁港管理者、「監視カメラ設置」が3漁港管理者であった。このほか、漁港内の監視や、放置船と思われる船舶の所有者への撤去指導を漁協に依頼、夜間の出入口の閉鎖等の取組を実施している漁港管理者がみられた。（図表3-2～3-4参照）



図表 3-1 25 漁港管理者における放置船の未然防止に係る取組状況（複数回答）

（単位：漁港管理者）

区分	漁港管理者数
巡回・パトロール	19
漁業者等への意識啓発	8
監視カメラの設置	3
放置禁止看板の設置	2
その他（漁協と連携、漁港の門扉の開閉等）	7

（注）当事務所の調査結果による。

図表 3-2 放置船の未然防止に係る取組の例（監視カメラ設置）

<p>【事例 監視カメラ設置】〈H 漁港管理者（以下「H」という。）〉</p>
<p>Hでは、従前から漁業者からの要望として、不法投棄（放置船を含む。）や漁船へのいたずらが多いとして、監視カメラの設置を求められており、平成30年度に約90万円をかけて監視カメラ9台を設置している。監視カメラは漁港施設全体を把握できるよう設置しており、監視カメラのそばに「監視カメラ作動中」の看板又は「不法投棄見えます」の看板を併せて設置することにより注意喚起を行っている。</p> <p>Hは、監視カメラ設置の効果について明言できないが、不法投棄が減る等抑止効果が働いていると考えられるので、放置船の未然防止にも一定の効果があるのではないかとしている。</p> <p>なお、Hでは、監視カメラを動画撮影ではなく、動くものに反応して写真撮影する設定にすることで約3か月間電池交換なしで撮影が可能となり、電池交換の際に撮り貯めた画像に不審なものが写っていないか確認している。</p> <p>★写真（監視カメラ及び看板）★</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

- (注) 1 当事務所の調査結果による。  
 2 監視カメラは支柱の上部に設置されている。  
 3 事例写真は当事務所が撮影したもの。

図表 3-3 放置船の未然防止に係る取組の例（意識啓発①）

<p>【事例 意識啓発】〈I 漁港管理者（以下「I」という。）〉</p>
<p>Iでは、所有者不明船の処分に用いるための重機（操縦する作業員を含む。）をリースしているが、その際、確知船の所有者にも無償で重機を使用させており、確知船の所有者には埋立処分の費用のみ負担させ、重機リース料の負担は求めている（当該取組の詳細は前述図表 2-12）。</p> <p>Iは、放置船の未然防止の観点からこの取組を広げるため、漁港ごとに漁業者や地域住民から組織されているハーリー<sup>(※)</sup>の組（単位）の会合に担当職員を参加させ、廃業や</p>

買換えを検討している船舶の所有者に対し、I による所有者不明船の処分時における無償での重機使用を案内することにより、放置船となることを未然に防いでいる。

※ ハーリーとは、毎年旧暦の5月4日に県内各地の漁港において行われる伝統行事（はりゅうせん 爬竜船 やサバニと呼ばれる手漕ぎ船による競漕とその祭）のことで、航海安全や豊漁を祈願するものである。

(注) 当事務所の調査結果による。

図表 3-4 放置船の未然防止に係る取組の例（意識啓発②）

【事例 意識啓発】〈J 漁港管理者（以下「J」という。）、K 漁港管理者（以下「K」という。）〉

Jでは、漁業者が月に1回開催する定例会議に担当職員が出席する際には、Jからの連絡事項として、使用届等のない船舶を放置しないよう注意喚起しているほか、夜間は漁港出入口の門扉を閉鎖し、日中は漁港内で作業等を行っている漁業者が不審な船舶等を見かけたらJに連絡するよう依頼することで未然防止に努めている。

ちなみに、Jでは、1年に1回、漁協を通じて漁港の使用者に使用届の提出を促しており、使用届が提出されていない船舶は放置船と判断することとしている。

Kでは、放置船の朽廃化による景観の悪化を問題視し、現状の改善を図るため、令和2年度から、漁協関係者（代表理事、理事）、ダイビング協会関係者、区長等を構成員とした協議会<sup>(※)</sup>に放置船の現状報告を行うとともに、漁港利用に係るルール作り等について諮問している。

※ 平成26年度から、海の資源を守り、水産業の継続・発展を目的として、漁港及び機能施設及びその他施設の整備計画に関すること、漁港の基本施設、機能施設及びその他施設の利用及び管理に関すること等を調査又は協議する機関として設置しているもの。

(注) 当事務所の調査結果による。

今回調査した漁港管理者では、放置船の未然防止を主とした定期的な巡回・パトロールのほか、漁港管理業務の一環として巡回・パトロールを随時行う中で不審なものがないか等を確認しているところもみられた。また、農林事務所等の中には、平成30年度から年に数回、警察や海保と合同パトロールを行う取組（後述図表3-7参照）を実施しているところもみられた。

なお、漁港内に監視カメラを設置している3漁港管理者では、不法投棄対策及び船舶へのいたずら防止等を設置目的として挙げており、監視カメラがあることで抑止力が働くこと、不審車両等の情報を把握できること等から、放置船の未然防止対策としても効果があるのではないかとしている。



## イ 有効と考えられる放置船の未然防止対策等

25 漁港管理者に対して、放置船の未然防止対策等として有効と考えられる策を調査したところ、図表 3-5 のとおり、「自動車リサイクルのようなリサイクル料を購入時に徴収するシステムの確立」が 20 漁港管理者（8 割）と最も多く、続いて「看板設置やポスター等による周知」が 7 漁港管理者、「放置等禁止区域の指定」及び「放置船の処理を容易にするための個別条例の制定」がいずれも 6 漁港管理者であった。

しかしながら、「自動車リサイクルのようなリサイクル料を購入時に徴収するシステムの確立」を挙げた漁港管理者の一部から、離島の場合は、リサイクル料金よりも FRP 船の指定引取場所（沖縄本島内 1 か所）までの航送費が高額となるため、リサイクル料金を徴収するシステムだけでは不十分であり、本島までの航送費を助成する仕組みがなければ、リサイクル処分は困難との意見も聴かれた。

図表 3-5 25 漁港管理者における放置船の未然防止対策等として有効と考えられる策（最大 3 つまで回答）

（単位：漁港管理者）

区分	漁港管理者数
自動車リサイクルのようなリサイクル料を購入時に徴収するシステムの確立	20
看板設置やポスター等による周知	7
放置等禁止区域の指定	6
放置船の処理を容易にするための個別条例の制定	6
放置船の処理に活用できる基金の設立（漁港管理者等による積立）	5
監視カメラの設置、職員によるパトロールの実施	5
漁港管理者等における情報共有（具体的な取組事例の共有等）	5
放置船の未然防止のための個別条例の制定	3
放置船対策に係る関係機関（海保、警察等）との連携	3
協議会の設置、活用	1
漁港における PB 等の収容施設の収容量拡大	0
その他（航送費の補助、法規制の強化等）	3

（注）当事務所の調査結果による。

## ウ 放置等禁止区域の指定の検討状況及び効果

法第 39 条及び第 46 条では、放置等禁止区域を定めた漁港において漁港管理者は、放置船の所有者に対して、当該船舶等の除却（移転）等を命じるほか、放置船の所有者は 30 万円以下の罰金に処するとされており、県では、7 漁港（石垣漁港、泡瀬漁

港、辺土名漁港、泊漁港、名護漁港、平敷屋漁港、糸満漁港)において放置等禁止区域を指定しているが、市町村漁港管理者では、放置等禁止区域を指定しているところはみられなかった(前述2(2)イ(ア)及び(イ))。

農林事務所等では、放置等禁止区域の指定以前は明らかに漁業の支障となる係留・保管に対してのみ指導していたが、放置等禁止区域を指定したことで、指定区域外に係留・保管している所有者に対して制度の趣旨を説明・指導することにより支障が解消されたほか、放置等禁止区域という根拠ができたため、漁協が積極的に所有者に対して移動等を指導できるようになったとしている(前述2(2)イ(ウ))。

## (2) 漁港管理者間における情報共有及び関係機関との連携状況

### ア 漁港管理者間における情報共有状況

25 漁港管理者に対して、放置船対策に係る他の漁港管理者との情報共有状況を調査したところ、図表 3-6 のとおり、「他の漁港管理者と意見交換を行っている」及び「他の漁港管理者から資料等の情報提供を受けている」を合わせて 16 漁港管理者である一方で、「情報共有を行いたいが、その機会がない」は 11 漁港管理者であった。

情報共有してほしい内容については、①実際に行われた放置船処理の実例、②放置等禁止区域の指定の仕方、③所有者の探索方法、④県処理要領等の情報、⑤漁協等の協力体制、⑥放置船の処分費の概算等を挙げている。

今回調査した漁港管理者では、放置等禁止区域の指定に向けて県と情報共有、県が開催する放置艇等処理方針協議会において、出席している各漁港管理者からその取組状況の紹介を受けている等の情報共有を行っている事例がみられた。

図表 3-6 25 漁港管理者における放置船の未然防止対策等に係る他の漁港管理者との情報共有状況(複数回答)

(単位：漁港管理者)

区分	漁港管理者数
他の漁港管理者と意見交換を行っている	11
情報共有を行いたいが、その機会がない	11
他の漁港管理者から資料等の情報提供を受けている	5
情報共有の必要性までは感じていない	4

(注) 当事務所の調査結果による。

## イ 関係機関との連携状況

今回調査した漁港管理者では、関係機関との連携状況について、①警察や海保と合同で漁港のパトロールを実施しているところ、②漁協に放置船の所有者への撤去指導を依頼しているところ等、他機関と連携して放置船の未然防止に取り組んでいる状況がみられた（図表 3-7 参照）。

図表 3-7 関係機関との連携

<b>【事例 警察及び海保との連携】</b> 〈L 漁港管理者（以下「L」という。）〉
従来は、漁港管理者、警察、海保それぞれが単独で漁港区域のパトロールを実施していたが、警察とのパトロールによる抑止効果を期待し、Lは警察に働きかけ、平成30年度から合同でパトロールを実施することとなった。また、海保から合同でパトロールを実施したいとの申し入れがあり、令和元年度から3機関合同のパトロールを年2回程度実施することとなった。（ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施していない。）

（注）当事務所の調査結果による。

### (3) まとめ

25 漁港管理者に対し、放置船の発生原因を調査したところ「船舶の所有者のモラル欠如」を挙げたところが17漁港管理者（約7割）と最も多い（前述1(2)ア）ことから、未然防止に係る取組の一つとして、所有者への意識啓発が有効と考えられる。

一部の漁港管理者では、漁業者や地域住民の集会において、当該漁港管理者が所有者不明船を処分する時期に合わせて、廃業や買替えを検討している所有者が船舶を処分する場合は、重機を無償で使用でき処分費用を軽減できることを周知し、所有者による処分を勧奨する積極的な取組を実施しているところがみられた。

しかしながら、放置船の未然防止対策については、漁港管理者の体制（人員、予算等）、管理する漁港の数及び規模、漁港管理者と漁協又は漁協と漁業者等との関係性など多様であることから、各漁港管理者は、それぞれの実態に応じて取り組まざるを得ない状況となっている。

こうした中、今回調査した漁港管理者から、情報共有したいが機会がない、他の漁港管理者が行っている取組を知りたいといった意見が聴かれ、放置船の未然防止対策を含めた放置船対策についての情報を求めている状況がみられた。